

2022

愛知県信用保証協会レポート

あなたの事業を全力でサポート

AICHI GUARANTEE REPORT



ごあいさつ

平素は、愛知県信用保証協会に、格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本協会は、公的機関として中小企業・小規模事業者が金融機関から事業資金の融資を受け際、その保証人となり借入れをスムーズにする金融支援や創業支援・再生支援・事業承継支援等の経営支援に取り組んでいます。

一昨年来、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者の資金需要につきまして、金融機関と連携しながら、迅速かつ柔軟な対応に努めてまいりました。

県内の中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、長期に及ぶ新型コロナウイルス感染症の影響のみならず、資源価格高騰による影響やカーボンニュートラルへの対応など大きく変化しています。そこで本協会では、創業期から再生期まで一貫性を持った支援を目指し、令和4年4月に組織改編を行い事業者の利便性向上、ライフステージに応じた切れ目のないワンストップの伴走支援態勢の強化、金融支援と経営支援の一体的な取組みに一層力を入れています。

このたび、本協会の経営計画ならびに業務内容及び運営状況をご紹介しますディスクロージャー誌「愛知県信用保証協会レポート2022」を発行いたしました。本誌を通じて、多くみなさまに本協会についてご理解を深めていただければ幸いです。

今後とも、中小企業・小規模事業者に寄り添い、地域経済の発展に尽力してまいりますので、引き続きみなさまのご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



理事長 石原 君雄

CONTENTS

 協会のおゆみ	2
 経営計画	4
 信用補完制度のしくみ	6
 信用保証の概要	8
 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への支援	12
 ライフステージに応じた支援	14
 身近で、頼りにされる公的機関を目指して	22
 SDGs・地方創生への取組	24
 広報活動	28
 信用保証の利用度	30
 信用保証の実績	31
 令和3年度決算	36
 個人情報保護宣言	40
 コンプライアンス態勢	42
 役員・機構図	44
 窓口	45

協会のあゆみ

地域とともに歩む公的機関として

愛知県信用保証協会は、愛知県内における中小企業・小規模事業者の金融の円滑化に取り組むため、昭和23年9月に発足しました。

戦後の復興期から現在に至るまで、中小企業金融に大きな影響を及ぼす幾多の出来事がありましたが、その時々々の経済施策に呼応した取組により中小企業・小規模事業者の事業の成長を支えるべく努めてまいりました。

近年は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者のセーフティネット機能を果たすべく尽力しています。また、様々な保証制度を活用した金融支援の他、創業支援・経営支援・再生支援等にも取り組んでいます。経営者の高齢化や後継者不足などにより、やむを得ず休廃業を選択する場合もあり、円滑な事業承継のための支援にも力を入れています。

今後も、中小企業・小規模事業者のニーズにきめ細かく対応し、地域経済の活性化や地方創生に貢献できるよう、中小企業施策の一翼を担う公的機関としての使命を果たすべく邁進してまいります。



信用保証協会事業の基本理念

信用保証協会は、

事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。



沿革

- 昭和23年 9月 ○ 社団法人愛知県商工信用保証協会設立許可
- 昭和25年 3月 ○ 社団法人から財団法人へ
- 昭和29年 6月 ○ 財団法人から認可法人へ 名称 愛知県信用保証協会
- 昭和33年 5月 ○ 三河分室(現 西三河支店)設置
- 昭和38年 4月 ○ 東三河出張所(後に東三河支所、現 東三河支店)設置
- 昭和57年 6月 ○ 金山支所設置
- 平成11年11月 ○ 本所事務所移転、金山支所統合 所在地 名古屋市中村区椿町7番9号
- 平成15年10月 ○ 東三河支所移転 所在地 豊橋市大橋通2丁目125番地
- 平成17年 4月 ○ 「本所」、「支所」を「本店」、「支店」に呼称変更
- 令和 2年 2月 ○ 西三河支店移転 所在地 岡崎市上明大寺町2丁目13番地
- 令和 4年 4月 ○ 本店内に名古屋支店、尾張支店設置



キャラクター紹介

- 名前 えじねこ
- 生息地 椿町界隈
- 特技 商売繁盛などの幸福を招くこと
- チャームポイント AGマークをかたどった肉球 (AG=Aichi Guarantee)

経営計画

経営計画

経営計画

第6次中期事業計画 令和3年度～令和5年度

本協会は、持続可能な社会を実現するための開発目標(SDGs)を念頭に、地域経済の主たる原動力である中小企業・小規模事業者(以下「事業者」といいます。)(が新型コロナウイルス感染症(以下「コロナ」といいます。))の影響を乗り越え、ライフステージにおける様々な課題に対応していくため、金融機関及び地方公共団体や中小企業支援機関等との適切な連携、役割分担により、きめ細かな金融支援や経営支援による生産性の向上、円滑な事業承継等の様々な企業支援に取り組み、地域経済の発展に貢献していくことで、地域から必要とされ続ける信用保証協会を目指します。

このため、令和3年度から令和5年度までの3か年間における業務運営上の基本方針について、以下に掲げる事項を主要項目として取り組みます。

- ① 事業者の経営改善・生産性向上に向けた金融支援と経営支援の一体的実施
- ② 事業者の経営改善・事業再生に向けた経営支援の推進
- ③ 創業支援の充実、円滑な事業承継への取組強化
- ④ 顧客の状況に応じた管理、回収の取組
- ⑤ 地方創生等への貢献を果たすための取組の推進
- ⑥ コンプライアンスの徹底
- ⑦ 業務改善の推進

令和4年度経営計画

業務環境

1.愛知県の景気動向

本県の景気は、コロナの影響により、サービス業など一部で下押し圧力の強い状態にあり、また、生産活動が足踏み状態となっていることから、持ち直しの動きが一服しています。先行きについては、持ち直しの動きに復することが期待されるものの、国内外でコロナの新たな変異株への警戒感が残る中、ウクライナ情勢や為替など金融市場の動向を含め、今後の景気情勢を注視していく必要があります。

2.中小企業を取り巻く環境

コロナの影響は長期に及び事業者の回復度合いは様々な状況にあります。加えて原油・原材料の価格上昇の影響や、カーボンニュートラルへの対応など事業者は多様な課題を抱えており、これらをきめ細かに把握し、金融支援と経営支援を一体的に取り組んでいく必要があります。また、経営者の高齢化や後継者不足などにより事業承継が進まない企業に対して、きめ細かな対応をしていく必要があります。

業務運営方針

本協会は、信用保証による金融支援や経営支援の取組みにより地域経済の発展に寄与するとともに、本業を通じて持続可能な社会を実現するための開発目標(SDGs)達成に向けた取組みを推進し社会に貢献していくことで、地域から必要とされ続ける信用保証協会を目指します。

ゼロゼロ融資の据置期間の終了を迎える事業者の増大を控え、コロナやウクライナ情勢、原油価格上昇等の影響を踏まえつつその事業性を評価し、ライフステージの様々な局面で必要となる支援を金融と経営の両面から適時適切に行うことに注力し、事業者が抱える課題をともに乗り越えるよう努めていきます。

また、金融機関や中小企業支援機関との一層の連携によりハブ機能を強化し、協働することで、事業者の経営改善・生産性向上や円滑な事業承継を促進していきます。これらの実行のため、次の通り分類した項目に取り組んでいきますが、その実施にあたって、事業者目線での利便性向上とライフステージに応じた切れ目のないワンストップの伴走支援態勢の強化を目的として組織改編を実施しました。具体的には、一事業者の担当部署を一部署に集約することにより、創業期から再生期までのライフステージの様々な局面において、一貫性を持ってこれまで以上に事業者に寄り添ったきめ細かな対応を行うものとします。

1.事業者のニーズに応じた適正保証の推進

様々な課題に金融支援面からきめ細かく対応するため、事業者のライフステージに応じた多様な保証制度を実現するとともに、事業者のニーズに適した保証制度の利用を推進します。また、関係者の声を保証制度の創設等に活かすとともに、政策保証としての地方公共団体融資制度保証の利便性向上に努めます。経営者保証ガイドラインについては、その趣旨に則り、金融機関と連携・協力しつつ、適切に対応します。

2.金融支援と経営支援の一体的な取組みの充実

コロナの影響によって、売上の減少、借入の増加、業態の変更等の課題に向き合うこととなる事業者に対して、金融機関と連携しながら、現況把握に努め、金融支援のみにとどまらず、必要な経営支援の検討を行います。特に、本協会の関与の必要性が高い先については、能動的な面談活動を実施し必要な金融支援を推進するとともに、適切な経営支援の取組みを推進していきます。

3.金融機関との連携深化

金融と経営の両面からライフステージに応じた適時適切な支援を行うため、事業者に対する金融機関の支援方針の把握、金融機関との適切なリスク分担に関する認識の共有、金融機関との建設的な対話の一層の進展など、連携深化を図ります。また、対話の結果に基づき、新たな保証制度の創設や既存保証制度の見直しについて検討します。

4.小規模事業者に対する金融支援の充実

小規模事業者に対し、信用保証を通じて資金繰りの安定を図り、事業の成長を促します。具体的には、地域に根差す商工会議所・商工会等の中小企業支援機関と連携し、保証制度等の周知を図るとともに、緊密に情報交換を行い、協働して金融支援の充実に努めます。

5.返済緩和先に対する金融機関と連携した適切な金融支援や経営支援

返済緩和については事業者の実情を考慮した対応を行います。また、返済緩和先に対しては金融機関と連携して現況把握に努め、必要な支援の検討を行います。特に、本協会による支援の必要性が高い先に対しては、能動的な面談活動を実施し、実情に応じたきめ細かな対応をします。また、事業承継時等においては、経営者保証ガイドラインの特則の趣旨を踏まえ、適切に対応します。

6.コロナの影響下における正常化支援・再生支援の強化

コロナによる影響は様々であることから、経営改善の可能性が高い返済緩和先については、現況把握に努め、改善計画等の実効性を見極めつつ、金融機関と連携し、借換保証による正常化支援に積極的に取り組みます。また、金融機関間での調整を要する先については、経営サポート会議の開催等を通じて、各金融機関と支援方針の共有を図るとともに、経営改善の取組みを後押しします。再生局面においては、事業継続性を判断し、中小企業活性化協議会※等と協力することで、事業再生に向けた取組みを支援します。また、中小企業の事業再生等に関するガイドラインについては、その趣旨に則り、金融機関と連携・協力しつつ、適切に対応します。
※令和4年4月1日に「中小企業再生支援協議会」が改組

7.コロナの影響下における積極的な経営支援の取組みと実効性向上

コロナの影響により、経営課題を抱える多くの事業者に対して、金融機関からの業況報告書によるモニタリング情報を活用しつつ、積極的な経営支援に取り組みます。特に、経営改善に対して意欲がある事業者に対し、ローカルベンチマーク策定による事業の「見える化」の支援※、専門家派遣による企業診断及び経営改善計画の策定支援等を行います。また、生産性の向上、事業承継等様々な経営課題を抱える事業者に対し、伴走的なきめ細かな支援をします。さらに、県内各地域の実情に則したきめ細かな支援を行うため、金融機関、商工会議所等との連携を強化し、地域のネットワークの充実に努めます。加えて、経営支援の実効性を高めるため、経営支援に関する様々なデータを蓄積し、検証を進めます。
※「ローカルベンチマーク策定支援チームアイビー」が実施

8.円滑な事業承継の促進

事業承継の課題を抱えている事業者に対し、円滑な事業承継を促進するため、中小企業支援機関と連携した事業承継セミナー等を開催します。さらに、事業者アンケートを実施し実情に応じた専門家派遣の実施、マッチングサイトの紹介、事業承継支援を担う中小企業支援機関への引継ぎを行うことで、具体的な取組みをサポートしていきます。特に、経営者保証が事業承継の妨げとなっている場合は、事業承継特別保証を提案するなどして、円滑な事業承継支援を後押しします。また、取組みを進めるにあたっては、ワンストップ相談窓口となる「事業承継サポートデスク」がハブ機能を発揮し、事業承継支援に関わる関係機関がそれぞれの長を活かした効果的な連携を図る「事業承継トータルサポートあいちモデル」を発信していきます。

9.創業者・小規模事業者等に対する経営支援の充実

創業期の各ステージ(創業前・創業時・創業後)で必要とする支援の充実を図るため、創業希望者に対する創業支援セミナー等を開催するとともに、中小企業支援機関等が実施する創業スクール等へも積極的に協力します。特に、保証を利用した創業者に対しては、フォローアップ等の伴走支援を行うことで、創業後の経営安定に寄与します。また、小規模事業者の支援の充実を図るため、金融機関や関係機関と協働しながら、適時適切な経営支援に取り組みます。さらに、女性経営者に対しては、同性ならではの視点を活用したきめ細かな支援※に取り組みます。
※女性職員で構成する「女性経営者支援チームアイリス」が実施

10.スタートアップ支援の強化

愛知県が推進する施策「あいちスタートアップ・エコシステム」※形成に呼応し、スタートアップ支援の強化に努めるため、スタートアップ支援機関との連携強化を図り、起業育成支援への協力を深化させます。
※スタートアップを起爆剤として、この地域にイノベーションを創出させる土壌を生成させる仕組み

保証承諾等の見通し

令和4年度の保証承諾等の主要業務数値(見通し)は次のとおりです。

項目	金額	前年度計画比
保証承諾	4,000億円	89.9%
保証債務残高	2兆1,150億円	92.4%
代位弁済	180億円	120.0%
回収	31億円	103.3%

信用補完制度のしくみ

信用補完制度のしくみ

信用補完制度のしくみ

信用補完制度とは

中小企業・小規模事業者が金融機関から事業資金の融資を受ける際、協会が保証人となって借入れをスムーズにし、事業の成長を金融の側面から支援する制度が信用保証制度です。

この制度を強固なものとするために信用保険制度があります。信用保険制度は、保証債務の履行（代位弁済）という協会のリスクを政府全額出資の株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」といいます。）の保険によってカバーする制度です。

2つの制度を総称して信用補完制度といいます。

信用補完制度のしくみは、次のとおりです。

信用保証制度

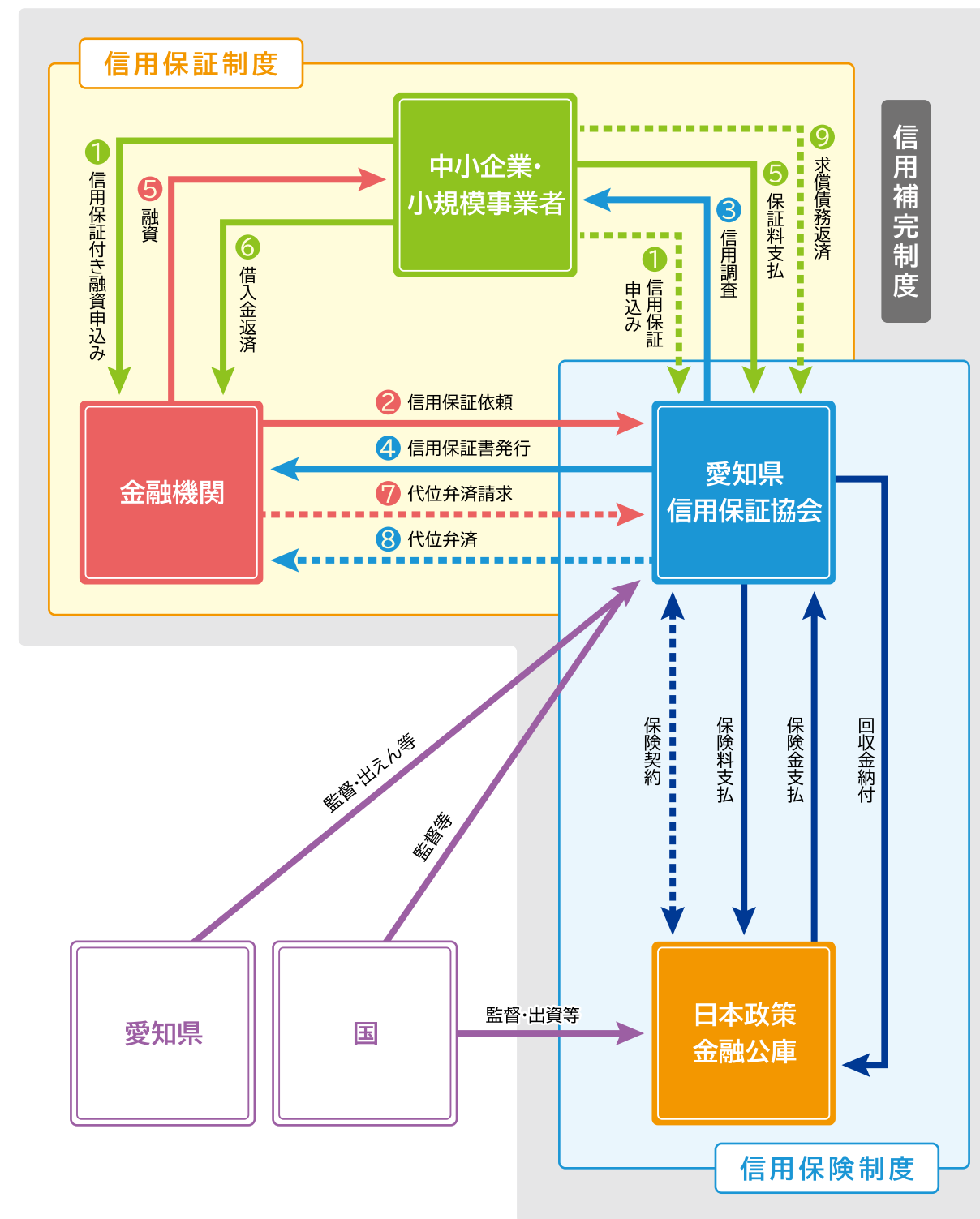
- 1 中小企業・小規模事業者は、金融機関に信用保証委託申込書により申込みをします。なお、協会へ直接保証申込みをすることもできます。一部の保証制度においては、愛知県内の市町村の商工担当課、商工会議所・商工会・愛知県商工会連合会でも申込みをすることができます。
- 2 金融機関は、協会に信用保証の依頼をします。
- 3 協会は、中小企業・小規模事業者に対して信用調査をします。
- 4 協会は、審査の結果、信用保証を適当と認めた場合は保証を引き受けし、金融機関に対して信用保証書を発行します。
- 5 金融機関は、信用保証書に基づいて中小企業・小規模事業者に融資をします。
- 6 中小企業・小規模事業者は、金融機関を通じて所定の保証料を協会へ支払います。
- 7 万が一、中小企業・小規模事業者が倒産等によって借入金の返済ができなくなった場合、金融機関は協会に対して残債務の支払いを請求します。
- 8 協会は、7の請求に基づき、中小企業・小規模事業者に代わって借入金の残債務を金融機関に支払います。これを代位弁済といいます。
- 9 協会は、中小企業・小規模事業者に対する求償権を得て債権者となり、中小企業・小規模事業者は、協会に対して求償債務を返済することとなります。

信用保険制度

協会が中小企業・小規模事業者の保証委託申込みに応じて保証を承諾し、金融機関から融資が実行されると、中小企業・小規模事業者の資格、借入金の使途、保証金額等一定の要件を備えた保証については原則として、中小企業信用保険法に基づく信用保険に付保されるしくみになっています。これを包括保証保険制度といいます。この場合、協会は保険の種類ごとに定められた保険料を公庫に支払うことになっています。

協会の保証によって融資を受けた中小企業・小規模事業者が、所定期限までに金融機関へ借入金の返済を行わない場合、その事実が金融機関から協会に通知され、協会は中小企業・小規模事業者に代わって金融機関に弁済します。

この代位弁済が信用保険上の保険事故であり、この代位弁済額の70～90%（この率を保険填補率といいます。）を保険金として公庫から協会が受領します。協会はこの保険金を受領後、中小企業・小規模事業者から回収のつど、その回収金を保険填補率に応じて公庫に納付します。



信用保証の概要 (令和4年4月1日現在)

信用保証の対象となるかた

法人の場合は本店※1または事業所のいずれかを、個人事業者の場合は住居※2または事業所のいずれかを愛知県内に有し、事業を営んでいる個人事業者、会社、医業を主たる事業とする法人（以下「医療法人等」といいます。）、特定非営利活動法人（NPO法人）で次表の条件に該当するかた、中小企業等協同組合などです。

★これから事業をはじめるかたを対象とした保証制度もあります。

※1 本店とは、単なる登記上の所在地というだけでなく、事業実態があることが必要です。

※2 住居とは、単なる住民登録上の住所というだけでなく、原則として現に居住していることが必要です。

小売業 (飲食店を含みます。)	資本金5,000万円以下または 常時使用の従業員50人以下
サービス業	資本金5,000万円以下または 常時使用の従業員100人以下
卸売業	資本金1億円以下または 常時使用の従業員100人以下
製造業等	資本金3億円以下または 常時使用の従業員300人以下
医療法人等	常時使用の従業員300人以下

(注)旅行業については、製造業等と同様の基準となります。

ただし、個人事業者または会社であって、次の業種については、次のとおりです。

ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除きます。)	資本金3億円以下または 常時使用の従業員900人以下
ソフトウェア業	資本金3億円以下または 常時使用の従業員300人以下
情報処理サービス業	資本金3億円以下または 常時使用の従業員300人以下
旅館業	資本金5,000万円以下または 常時使用の従業員200人以下

(注1)会社とは、合名会社、合資会社、合同会社、株式会社(特例有限会社を含みます。)および士業を規定する法律に基づく法人です。

(注2)資本金が制限を超えている会社で、従業員数が制限の90%を超えている場合は、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(控え)」等の写しが必要ですが。

(注3)組合の場合は当該組合が保証対象事業を営むこと、またはその構成員の3分の2以上が保証対象事業を営んでいることが必要です。

営んでいる業種や組織形態によっては、信用保証の対象とならない場合があります。ここではその主なものを記載しています。

【業種等】

農業(一部の保証制度を除きます。)、林業、漁業、一部の遊興娯楽業、一部の金融業、学校法人、宗教法人、非営利団体(医療法人等およびNPO法人を除きます。)等、その他本協会が支援するのは難しいと判断した業態です。

【その他】

- ①許可等を要する事業を営むかたで、許可等を受けていないかた
- ②税金を滞納し、完納の見通しが立たないかた
- ③手形、小切手について不渡りがあるかたおよび銀行取引停止処分を受けているかた(法人の場合は、代表者を含みます。第1回不渡り発生後、6か月を経過した場合など事業継続に問題のないかたを除きます。)
- ④電子記録債権について支払不能があるかたおよび取引停止処分を受けているかた(法人の場合は、代表者を含みます。第1回支払不能発生後、6か月を経過した場合など事業継続に問題のないかたを除きます。)
- ⑤協会の代位弁済先で、求償債務が残っているかた(求償権消滅保証の対象となるかたを除きます。)
- ⑥借入れについて、返済を延滞しているかた
- ⑦休眠会社
- ⑧会社更生、民事再生等法的整理または私的整理手続中(申立中を含みます。)のかた(事業再生保証の対象となるかたを除きます。)
- ⑨保証申込みについて、金融斡旋等の第三者が介在しているかた

暴力団等の反社会的勢力とは、取引いたしません。

反社会的勢力との関係遮断への取組強化の一環として、保証利用に際し、提出していただく信用保証委託契約書に、「反社会的勢力排除条項」を導入しています。

資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金であり、生活資金、住宅資金、投機資金等にはご利用いただけません。

また、原則として、旧債振替資金にはご利用いただけません。

保証金額の最高限度

個人事業者・会社・医療法人等・ 特定非営利活動法人(NPO法人)	2億8,000万円
組合	4億8,000万円

(注1)このほかに、経営安定関連保証(セーフティネット保証)等の別枠保証もあります。
(注2)他協会を利用されているかたは、合算した額が限度額以内であることが必要です。
(注3)他の保証との合算限度が設けられている制度があります。

保証期間

運転資金	無担保の場合	10年以内
	有担保の場合	15年以内
設備資金	無担保の場合	15年以内 (ただし、10年超は 法定耐用年数の範囲内)
	有担保の場合	20年以内

(注)保証制度によって、保証期間が異なります。

担保

原則として、保証合計額が8,000万円を超える場合または保証期間が10年を超える場合に、愛知県内所在の不動産、有価証券などの担保が必要です。

(注)保証合計額が8,000万円以下であっても、担保が必要となる場合があります。

責任共有制度

責任共有制度は、信用保証付き融資について、協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して、中小企業・小規模事業者を支援することを目的としています。

負担割合

原則として、協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有しています。

責任共有制度の対象

原則として、すべての保証が責任共有制度の対象となりますが、一部例外的に除外される制度があります。

【対象から除外される主な制度】

- 経営安定関連保証(セーフティネット保証)1号~4号、6号にかかる保証
- 危機関連保証
- 災害関係保証
- 創業関連保証
- 小口零細企業保証

連帯保証人

原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。なお、本協会では「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨に則り、適切に対応しており、以下の要件や法人と経営者との関係の分離状況等を踏まえて、経営者保証を不要として取り扱う運用を行っています。

【金融機関連携型】

申込金融機関が、信用保証の付かない融資（「プロパー融資」といいます。）について経営者保証を不要としている場合であって、債務超過でなく赤字でない等の要件を満たしている場合

【財務型】

「財務要件型無保証人保証※」を利用する場合

※自己資本比率20%以上等、一定の財務要件があります。

【担保型】企業または経営者本人が所有する不動産について担保提供があり、十分な保全が図られる場合

経営者保証に関するガイドラインの活用実績（令和3年度）

保証承諾件数（うち無保証人での承諾件数） 無保証人での承諾割合31.0%	26,246件 (8,124件)
---	---------------------

既存の保証付き融資について、保証人の保証契約を解除した件数	330件
-------------------------------	------

「経営者保証に関するガイドライン」により保証債務整理を成立させた件数	21件
------------------------------------	-----

【代表者交代時の既存の保証付き融資についての対応】

旧代表者との保証契約を解除し、かつ、新代表者との保証契約を締結しなかった件数	59件
--	-----

旧代表者との保証契約を解除する一方、新代表者との保証契約を締結した件数	754件
-------------------------------------	------

旧代表者との保証契約は解除しなかったが、 新代表者との保証契約は締結しなかった件数	1,412件
--	--------

旧代表者との保証契約を解除せず、かつ、新代表者との保証契約を締結した件数	13件
--------------------------------------	-----

事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則

「事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則」では、円滑な事業承継の促進のため、経営者保証が事業承継の阻害要因とならないよう、原則として前経営者、後継者の双方からの二重徴求を行わないことなどが明記されています。本協会では本特則に即した適切な対応を行うとともに、金融機関への積極的な周知活動を実施しています。

保証料

協会の保証によって融資を受けた中小企業・小規模事業者には、保証利用の対価として保証料をお支払いいただきます。保証料は、公庫に支払う保険料、代位弁済に伴う損失の補てん、経費等信用補完制度を運用するうえで必要な費用に充当しています。

保証料率の体系について

保証料率は、中小企業・小規模事業者の財務状況等に応じ、9段階に区分された弾力料率体系が適用されます。例外として、経営安定関連保証（セーフティネット保証）等一部の保証には、一律の保証料率が適用されます。

（単位：年率％）

弾力料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有制度対象制度 （割引根保証 当座貸越（貸付専用型）根保証 事業者カードローン当座貸越根保証等）	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有制度対象外制度	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

（注1）保証料率は、貸付金額に対する年率です。

（注2）本協会独自の保証制度、愛知県融資制度保証については、上記保証料率より低く設定されています。

保証料率区分は、財務以外の要因も加味して決定します。

保証料率区分は、中小企業信用リスク情報データベース（CRD）により決算内容を評価し、一定の定性要因（非財務要因）を加味して、決定されます。CRDは、中小企業に関するデータベースとしては日本最大の規模です。*

※出所：一般社団法人CRD協会ホームページ

保証料率の割引について

有担保保証に対する割引

弾力料率が適用される保証および一部保証制度において、不動産等の担保をご提供いただく場合は、保証料率を0.10%割り引きます。

会計参与設置会社に対する割引

一部の保証制度を除き、会計参与を設置している会社の場合は、保証料率を0.10%割り引きます。

特例承継計画に基づく割引（事業承継応援割引）

特例承継計画を策定し、一定の要件を満たす会社の場合は、保証料率を0.10%割り引きます。ただし、割引は推進保証、協調推進保証（同時実行型、ストック型）、認定支援税理士連携推進保証、長期一括保証に限ります。

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への支援

本協会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者の相談に応じるため、令和2年1月29日に本協会本・支店に「経営相談窓口」を設置しました。

また、資金繰り支援として、経営安定関連保証（セーフティネット保証）、危機関連保証に加え、愛知県と連携した「愛知県融資制度経済環境適応資金 新型コロナウイルス感染症対策緊急つなぎ資金」、信用保証料・利子減免に係る保証制度「新型コロナウイルス感染症対応資金」などを実施し、中小企業・小規模事業者の資金ニーズに迅速かつきめ細かに対応し、中小企業金融のセーフティネット機能の発揮に努めてきました。

令和3年4月1日からは、信用保証料の一部を国が補助する保証制度「伴走支援型特別保証」、「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）」の取扱いを開始し、令和4年2月1日には両制度の取扱い期間を延長したほか、「伴走支援型特別保証」については限度額引上げ、対象者の拡大も行いました。

令和4年度においても、新型コロナウイルス感染症による様々な影響を受けている中小企業・小規模事業者に対し、金融支援と経営支援の一体的な支援に全力で取り組んでいきます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業のかたのための保証制度

伴走支援型特別保証

Point 1 国が当初保証料を補助
当初保証料の実質負担は0.20%～1.15%

Point 2 最長10年の借入、5年間の据置が可能

Point 3 金融機関からの継続的なフォローアップ

要件① SN4号 認定取得

要件② SN5号 認定取得+いずれかの要件に該当
ア: 売上高等減少率が15%以上
イ: 最近1か月間に前年同月の売上高が、令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること

要件③ 一般 いずれかの要件に該当
ア: 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること
イ: 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が、令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること

事業再生計画実施関連保証 感染症対応型

Point 1 保証料実質負担0.20%
国からの補助により当初保証料が年0.80%または年1.00%から0.20%に

Point 2 最長15年の借入、5年間の据置が可能

中小企業へのベストパートナー
AICHI GUARANTEE
愛知県信用保証協会

愛知県信用保証協会
〒463-8558 名古屋市中区錦町7番9号
西三河支店 〒444-8612 岡崎市上明大町2丁目13番地
東三河支店 〒440-0076 豊橋市大瀬2丁目12番地

1. 資金繰り支援の変遷

日付	概要
令和2年2月18日	「愛知県融資制度経済環境適応資金サポート資金 経営あんしん」の要件緩和(環経コ) ※1
令和2年3月2日	セーフティネット保証4号の発動(全ての都道府県を対象地域に指定)
令和2年3月6日	セーフティネット保証5号の対象業種追加(その後も随時追加)
令和2年3月9日	「愛知県融資制度経済環境適応資金 新型コロナウイルス感染症対策緊急つなぎ資金(環コロナ対策)」取扱い開始 ※2
令和2年3月13日	危機関連保証の発動
令和2年5月1日	●「愛知県融資制度経済環境適応資金 新型コロナウイルス感染症対応資金(環コロナ補助)」取扱い開始 ※1 ●セーフティネット保証5号の対象業種の全業種指定
令和2年5月15日	保証対象業種の拡大
令和2年5月18日	「愛知県融資制度経済環境適応資金 新型コロナウイルス感染症対策緊急小口つなぎ資金(環コロナつなぎ)」取扱い開始 ※3
令和2年6月23日	「愛知県融資制度経済環境適応資金 新型コロナウイルス感染症対応資金(環コロナ補助)」の限度額引上げ(3千万円→4千万円) ※1
令和3年2月2日	「愛知県融資制度経済環境適応資金 新型コロナウイルス感染症対応資金(環コロナ補助)」の限度額引上げ(4千万円→6千万円) ※1
令和3年4月1日	「伴走支援型特別保証」、「事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)」取扱い開始
令和4年2月1日	「伴走支援型特別保証」取扱い期間延長※4、限度額引上げ(4千万円→6千万円)および対象者の拡大 「事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)」取扱い期間延長※4

※1 令和3年3月31日取扱い終了 ※2 令和2年8月31日取扱い終了 ※3 令和2年12月31日取扱い終了 ※4 令和5年3月31日取扱い終了予定

2. コロナ関連保証の承諾実績(令和4年3月末日時点)

(単位: 百万円)

コロナ関連保証			伴走支援型特別保証※			環コロナ補助		
件数	保証承諾金額	保証債務残高	件数	保証承諾金額	保証債務残高	件数	保証承諾金額	保証債務残高
113,122	2,068,944	1,562,840	5,295	109,233	88,450	87,147	1,467,977	1,188,694

※県制度を兼ねる保証を含みます。

《集計条件》令和4年3月末日時点の保証承諾件数および金額。

ただし、「環コロナ補助」を令和2年5月1日を集計の起点とする等、コロナ関連保証は取扱開始(対象化)の時期を起点としている。

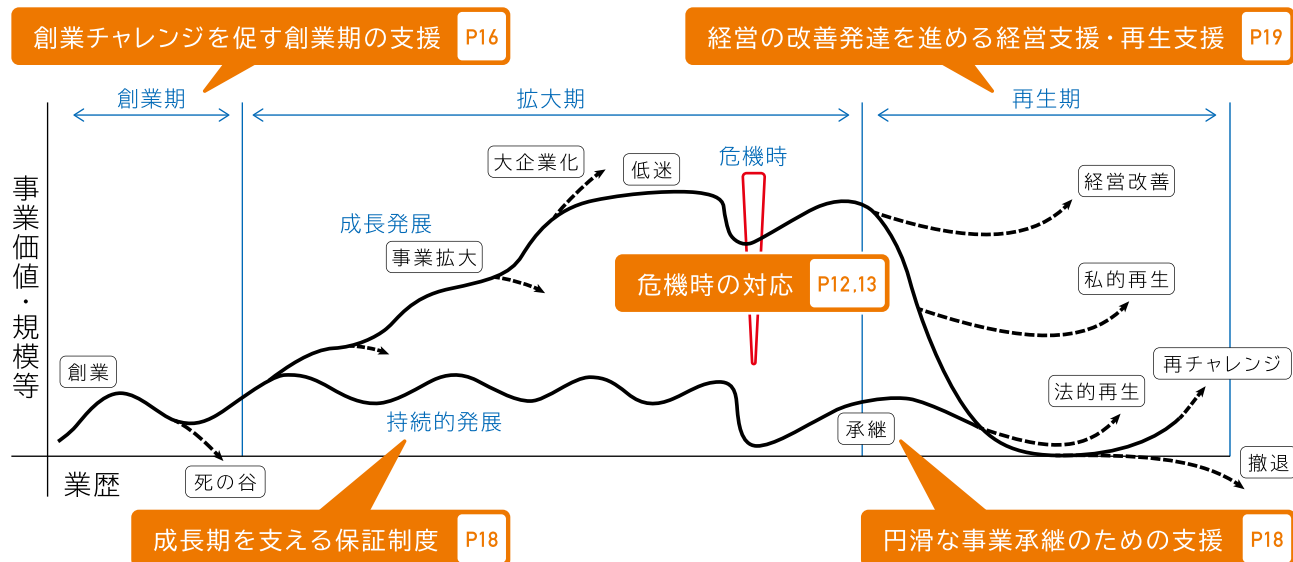
3. 支援体制の強化

- 相談窓口の強化** 令和2年1月29日 経営相談窓口設置
- 内部態勢の強化** 他部門から保証部門への応援や休日出勤による迅速な対応
- 広報の強化** (事業者目線での情報発信)
 - 保証制度概要をまとめたリーフレットの作成
 - ホームページでの最新情報の発信
 - 県内自治体による補助一覧の作成

ライフステージに応じた支援

ライフステージに応じた支援

信用補完制度は、中小企業・小規模事業者の資金繰りを支える重要な制度です。中小企業・小規模事業者がライフステージごとの局面で必要とする多様な資金需要に一層きめ細かく対応できるよう、金融機関や支援機関等と連携を図りながら、様々な支援を行っています。



金融機関との連携強化

中小企業・小規模事業者の経営の改善発達を一層進めるため、金融機関と連携して中小企業・小規模事業者への経営支援の強化に努めています。

金融機関との積極的な情報交換

信用保証業務を円滑に運営するためには、金融機関との連携が不可欠です。金融機関とより一層連携を図り、中小企業支援につなげていくため、日頃から積極的な情報交換を行っています。

また、金融機関本・母店を対象とした意見交換会も地域や保証債務残高の規模に分かれて8回開催し、中小企業庁から公表された資料に基づく連携強化策のほか、経営者保証ガイドラインに則った支援対応、経営支援分野における連携等について意見交換を行いました。

その他、オンラインで若手行職員に限定した説明会や、特色のある保証制度についての説明会など各金融機関のニーズに応じた「オーダーメイド型」の説明会も開催しています。

意見交換会開催日・参加機関

- 令和3年7月26日 3地方銀行
愛知銀行 | 名古屋銀行 | 中京銀行
- 令和3年8月3日 名古屋、尾張、知多地区8信用金庫
愛知信用金庫 | いちい信用金庫 | 瀬戸信用金庫 | 半田信用金庫 | 知多信用金庫 | 尾西信用金庫 | 中日信用金庫 | 東春信用金庫
- 令和3年8月5日 東三河地区3信用金庫、1信用組合
豊橋信用金庫 | 豊川信用金庫 | 蒲郡信用金庫 | 豊橋商工信用組合
- 令和3年8月26日 西三河地区4信用金庫、1信用組合(オンライン開催)
岡崎信用金庫 | 豊田信用金庫 | 碧海信用金庫 | 西尾信用金庫 | 愛知県中央信用組合
- 令和4年2月18日 4信用金庫、2信用組合(オンライン開催)
愛知信用金庫 | 半田信用金庫 | 尾西信用金庫 | 東春信用金庫 | 豊橋商工信用組合 | 愛知県中央信用組合
- 令和4年2月25日 5信用金庫(オンライン開催)
岡崎信用金庫 | 瀬戸信用金庫 | 碧海信用金庫 | 西尾信用金庫 | 蒲郡信用金庫
- 令和4年3月2日 3地方銀行(オンライン開催)
愛知銀行 | 名古屋銀行 | 中京銀行
- 令和4年3月3日 6信用金庫(オンライン開催)
豊橋信用金庫 | いちい信用金庫 | 知多信用金庫 | 豊川信用金庫 | 豊田信用金庫 | 中日信用金庫

地元金融機関との協力

愛知銀行との連携

令和3年12月6日に、愛知県内の中小企業の振興に資するために、各種施策および情報提供等における相互協力を一層強化し、地域経済の活性化と発展の促進を図ることを目的に、「地方創生及び地域産業の発展に向けた連携に関する覚書」を締結しました。

連携の第1弾として、必要資金を金融機関のプロパー融資と協調支援する既存制度「同時実行型協調推進保証(コラボあいち)」に金融機関による「事業性評価」を加えた、「同時実行型(事業性評価)協調推進保証(コラボ事業評価)」を創設しました。



金融機関連携保証

- 平成30年5月 長期事業サポート保証 西尾信用金庫
地域貢献の観点や事業性評価等を活用した円滑な資金供給や経営改善・再生支援
- 平成30年9月 東三河3信金地域応援保証 豊橋信用金庫 | 豊川信用金庫 | 蒲郡信用金庫
経営改善に積極的な中小企業・小規模事業者の支援
- 令和元年7月 しんきんACTION保証
愛知信用金庫 | 中日信用金庫 | 東春信用金庫 | 半田信用金庫 | 碧海信用金庫 | 尾西信用金庫 | 豊田信用金庫
SDB(しんきん信用リスクデータベース)を活用した迅速な資金供給およびモニタリング等による事業者支援
- 令和3年3月 Beyond協調推進保証 名古屋銀行
コロナを乗り越えるための基盤づくりのサポートを行うプロパー融資と協調し、金融支援と経営支援を一体的に実施

ファンドへの出資

ファンドへの出資を通じて、地域の活性化および雇用の創出・確保に努めています。

創業期・拡大期

東三河地区に本店を置く3つの信用金庫(豊橋信用金庫、豊川信用金庫、蒲郡信用金庫)と連携し、「東三河3信金キャピタル地域応援投資事業有限責任組合(通称:三信金地域応援ファンド)」(平成30年9月組成)に出資し、地元企業の育成・成長支援に取り組んでいます。

令和3年度は、第4号として株式会社ケイワークス、第5号として有限会社ヤマサ水産に投資しました。

第4号 株式会社ケイワークス

キャンピングカー製造業者。SNSの活用等により、安定した自社ブランドファンを獲得とリピーター購入層を確保している。

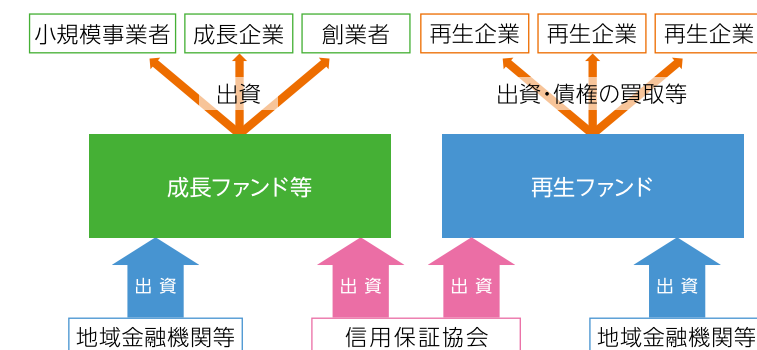
第5号 有限会社ヤマサ水産

浜名湖沿岸の有力水産卸売業者。小売店、スーパーなどへの販売ルートを確認し、当地でのブランド力を有している。

再生期

官民一体型「愛知中小企業再生3号ファンド」(平成29年5月組成)に出資し、国、金融機関、支援機関等と連携して、県内の中小企業・小規模事業者の再生に取り組んでいます。

ファンド出資のイメージ



創業チャレンジを促す様々な取組

創業者支援の拡充を図るため、次の取組を行っています。

創業者向けの保証制度

低保証料率での資金調達が可能

創業関連保証

対象 ● これから創業をお考えのかたや創業後5年未満のかた

- 保証限度額 3,500万円
- 保証期間 10年以内
- 保証料率 一律年0.80%

★固定金利で、さらに低保証料率で利用可能な愛知県融資制度もあります。



必要な時に必要な額を
反復利用することが可能

創業者カードローン当座貸越根保証 (Souca)

対象 ● 創業後5年未満のかた

- 保証限度額 300万円
- 保証期間 1年以内
- 保証料率 年0.39%~1.62%

ビジネスプランコンテストへの参加

地元の起業家を発掘・育成し、新規性のある事業により地域振興につなげることを目的として、次のビジネスプランコンテストに協賛機関として参加しました。

Tongaliプロジェクト

東海地区5大学による起業家育成プロジェクト「Tongaliプロジェクト」に協賛し、同プロジェクトの活動の一つとして開催された「Tongaliアイデアピッチコンテスト2021」で愛知県信用保証協会賞を贈呈しました。



キャンパスベンチャーグランプリ中部

“学生起業家の登竜門”として知られる「第19回キャンパスベンチャーグランプリ中部」に協賛し、令和2年度からは審査委員も務めています。

東三河ビジネスプランコンテスト

「第21回東三河ビジネスプランコンテスト」に協賛し、事務局として審査にも協力しました。

知多ビジネスプランコンテスト

「2021C-BPC(知多ビジネスプランコンテスト)」に協力しました。

創業期にあるかたへのサポート

創業をお考えのかたや創業後間もないかたに、創業計画の立て方や、創業時の資金繰り支援等について、きめ細かくアドバイスを行っています。

相談時には、本協会作成の冊子「創業に向けて」を活用し、創業計画の立て方や、創業時の資金繰りを支援する保証制度をご案内しています。

また、地方公共団体、商工会議所等と連携し、愛知県内各地で創業支援セミナーを開催しています。

令和3年度は、本協会が主催する創業支援セミナーを17回開催し、関係機関が主催するセミナーに講師を13回派遣しました。

さらに、令和3年4月より「スタートアップサポートデスク」を設置し、新技術や新しいビジネスモデルを活用し、新市場の開拓や高成長を目指す事業を創業する予定または創業後5年未満のみなさまをサポートしています。



女性創業者向けの支援

女性経営者支援チーム「アイリス」

これから創業をお考えの女性や、女性経営者に対して、女性ならではの視点を活かしたきめ細かなサポートを行うことを目的とし、女性職員のみで構成する「アイリス」を設置しています。愛知県と共催した「あいち女性起業家・支援プログラム『COMPASS』」や、女性士業グループ「からふる女性応援士隊」とコラボした相談会の開催、女性が集まるイベントへのブース出展の他、「アイリス」独自のセミナーやイベントも積極的に実施しています。

女性起業家交流会～Xmas Network-Event～ 女性創業セミナー

令和3年12月16日に本協会本店で女性起業家の交流会を開催しました。女性起業家のかたの講演、支援機関を交えたトークセッションや座談会を実施し、29名のかたにご参加いただきました。



令和4年1月29日にオンラインで女性創業セミナーを開催しました。本セミナーは、アイリス立ち上げ以来毎年開催しており、今回は20名のかたにご参加いただきました。当日は女性税理士および女性起業家のかたに講演いただきました。

創業後のフォローアップ

本協会を利用して事業を始められたかたに対して、創業後の事業の継続と発展を促すことを目的として、フォローアップを実施しています。具体的には、専任担当者が中小企業・小規模事業者の創業後の状況をヒアリングし、経営課題についての相談にも応じています。また、必要に応じて、専門家派遣の提案や専門相談窓口の紹介等の支援も行っています。

創業者の状況を確認することにより、早期の経営支援、追加保証等の検討につなげています。

令和3年度は830件のフォローアップを実施しました。

成長期を支える保証制度

金融機関と連携・協調することで、適切なリスク分担を図りながら中小企業・小規模事業者の成長を後押ししています。

無担保で最長10年の一括返済が可能

長期一括保証「ライナーII」

対象 ● 自己資本比率等一定の財務要件を満たし、同一事業を3年以上営むかた

【条件】取扱金融機関がメインバンクであるまたは経営支援を実施しておりプロパー融資残高がある

- 保証限度額 2億円
- 保証期間 10年以内
- 保証料率 年0.35%~1.74%

税理士と連携して長期的な資金繰りを安定

税理士連携短期継続保証

対象 ● 直近決算において経常利益を計上しており、債務超過でないかた

【条件】税理士等が月次管理を行っている

- 保証限度額 2億円
- 保証期間 1年以内(最大4回の借換が可能)
- 保証料率 年0.35%~1.90%

プロパー融資と協調して無担保の限度額を拡大

同時実行型協調推進保証「コラボあいち」

対象 ● 本協会における保証料率区分が3以上のかた

【条件】本保証付き融資と同時に60%以上のプロパー融資の貸付実行を行う

- 保証限度額 2億円
- 保証期間 15年以内
- 保証料率 年0.35%~1.55%

プロパー融資と協調して無担保の限度額を拡大

ストック型協調推進保証「リレーションあいち」

対象 ● 本協会における保証料率区分が5以上であり債務超過でないかた

【条件】取扱金融機関との与信取引が1年以上あり、融資残高のうちプロパー融資残高が40%以上ある

- 保証限度額 2億円
- 保証期間 15年以内
- 保証料率 年0.35%~1.15%

事業承継支援

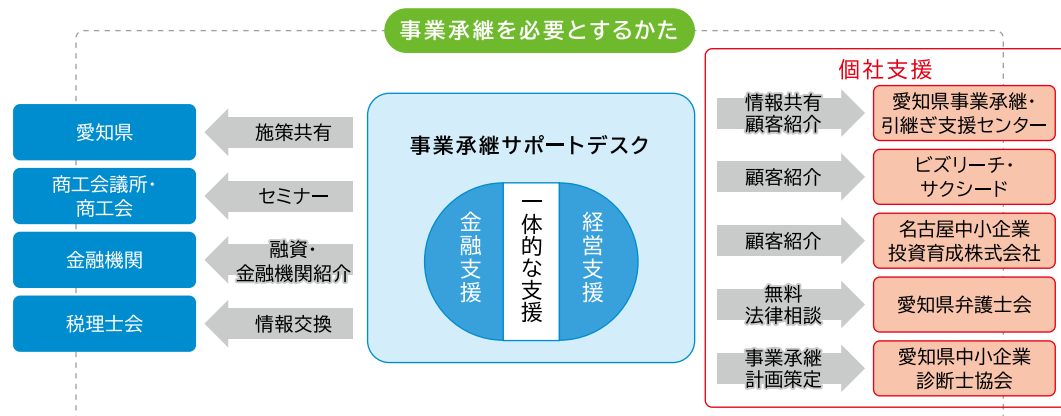
円滑な事業承継を促進するため、次の取組を行っています。

事業承継サポートデスク

事業承継に関する様々な課題の解決をワンストップでサポートするための専用窓口「事業承継サポートデスク」を設置しています。個社ごとの多様な承継手法に対する適切な保証制度の提案や、関係機関に向けた事業承継支援に関する情報発信を行っています。

事業承継トータルサポート「あいちモデル」

事業承継トータルサポート「あいちモデル」を構築し、事業承継サポートデスクが架け橋となって、関係機関と連携協力し、それぞれの特徴を活かした一歩踏み込んだ事業承継支援を行っています。



経営者保証を不要とする保証制度

経営者保証が事業承継の妨げとなる場合に円滑な事業承継を後押しするため、一定の要件を満たす場合に経営者保証を不要とする保証制度を取扱っています。

- 事業承継特別保証 ● 経営承継借換関連保証
- ▶ 経営者保証不要
- ▶ 経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合には保証料率を大幅に軽減
- ▶ 経営者保証ありの既存の借入金の借換が可能(本保証で経営者保証を不要に)

事業承継セミナーの開催

令和3年10月14日、21日に愛知県事業承継・引継ぎ支援センター、日本政策金融公庫と共催で、事業承継に係るセミナーを開催し、2日間で延べ49名のかたにご参加いただきました。

14日は、第三者へ事業を譲る場合や、親族に事業を引継ぐ場合など、様々なケースでの事業承継時におけるポイントや支援施策などを、21日は、事業を譲り受ける形での創業について、お伝えしました。



経営の改善発達を進める様々な取組

本協会では、中小企業診断士等の資格を有する職員を各部署に配置することにより、経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者に対する支援体制を整えています。

また、補助金交付による国のバックアップも受け、実効性の高い経営支援の取組をより一層強化しています。

ローカルベンチマーク策定支援チーム「アイビー」

本協会の中小企業診断士または経営アドバイザー(全国信用保証協会連合会認定)の資格を有する職員が中心となり構成されたローカルベンチマーク策定支援チーム「アイビー」を設置しています。「ローカルベンチマーク策定」をお手伝いすることで、中小企業・小規模事業者、金融機関、支援機関および本協会が同じ目線で対話を深めるきっかけづくりを行い、金融支援と経営支援の一体的な取組を推進しています。

経営改善セミナーの開催

令和3年10月7日に経営改善セミナーを日本政策金融公庫との共催で開催し、17名のかたにご参加いただきました。

経験豊富なコンサルタントを講師として、アフターコロナのための事業計画作成や、補助金活用についてお伝えしました。

経営力強化セミナーの開催

令和3年10月14日、29日に経営力強化セミナーを開催し、2日間で延べ31名のかたにご参加いただきました。

14日は、飲食店事業者向けに経営指標とメニューの検討方法や働き方改革関連法案の概要や対応方法を、29日は、SNSを活用した情報発信についてお伝えしました。

DX推進セミナーの開催

令和4年2月21日にDX推進セミナーを愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点、名古屋商工会議所および日本政策金融公庫との共催で開催し、55名のかたにご参加いただきました。

中小企業・小規模事業者におけるデジタル活用の事例、デジタル技能を備えた副業・兼業人材の活用方法など、DXの推進方法をお伝えしました。

カイゼン塾の開催

トヨタ生産方式による「カイゼン」をテーマとした机上論に留まらない実践型セミナー「カイゼン塾」を、実践的な指導に定評のあるPEC協会から講師を招き、講義形式の理論編と実習形式の実践編の2部構成で開催しました。

カイゼン塾【理論編】

トヨタ生産方式の思想をベースにした生産現場における生産性向上・コスト低減や品質不具合への対応策など、問題解決力の向上を図ることを目的に、令和3年9月24日にオンライン開催し、36名のかたにご参加いただきました。

洋菓子製造工場における作業動画を見て、「ムダ」を発見する演習では、チャット機能を活用し多くの意見が寄せられ、活発な意見交換が行われました。

カイゼン塾【実践編】

令和3年11月から令和4年2月までの5日間の日程で開催し、中小企業・小規模事業者の経営者、後継者及び現場リーダーの4名のかたにご参加いただきました。

ワコー精密株式会社に実習の舞台を提供いただき、講師指導の下、現場の視察、工場レイアウトの変更、見える化など“ムダの発見・排除”に取り組むことで、「ムダとり」の具体的な手法を体得いただきました。

最終日には、参加者から、本塾で学んだ手法を活用した自社での「ムダとり」の成果について報告がなされました。

あいち企業力強化連携会議

愛知県内の中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生の促進を目的とした中小企業支援ネットワーク「あいち企業力強化連携会議」の事務局を協会が努めています。参加機関が強固な連携体制を築き、各機関の専門スキルを活かし、地域が一丸となって中小企業・小規模事業者の経営改善に取り組んでいます。

参加機関（令和4年4月1日現在）

- ▶ 金融機関 41 機関
(銀行、信用金庫、信用組合、
政府系金融機関)
- ▶ 経営支援機関 20 機関
(弁護士会、
税理士会等の専門機関)
- ▶ アドバイザー 4 機関
(東海財務局、中部経済産業局、
愛知県、名古屋市)



全体会議・ノウハウ共有分科会

令和3年7月21日に、「あいち企業力強化連携会議全体会議」を開催し、同日午後、全体会議の分科会として、事業者支援、再生支援に造詣の深い実務家を講師に招き、経営支援に関する知見やノウハウを共有するとともに、出席者が日ごろ経営支援に関して悩んでいること等について、講師の経験等を基に意見交換をする会（ノウハウ共有分科会）を開催しました。「ノウハウ共有分科会」は愛知県では初の開催となりました。

経営サポート会議

令和3年度は、個別の中小企業・小規模事業者支援等を目的とする経営サポート会議を延べ22回開催し、金融機関による意思決定の迅速化・円滑化の促進に取り組んでいます。

一宮中小企業サポート会議

地域の支援機関が、お互いの強みを持ち寄り、一致団結して地域の事業者をサポートするため、一宮中小企業サポート会議を開催しました。

参加機関

一宮市役所 | 一宮商工会議所 | 尾西商工会 | 木曾川商工会 | いちい信用金庫 | 尾西信用金庫 | 日本政策金融公庫 | 本協会

専門家と連携した経営支援

中小企業・小規模事業者の抱える経営に関する様々なお悩みを解決するため、専門家と連携した支援を行っています。

愛知県中小企業診断士協会との業務提携

平成19年12月に公益社団法人愛知県中小企業診断士協会と業務提携し、経営改善に意欲を持ち、経営診断を希望する保証利用企業に専門家を派遣しています。

専門家派遣の実績

年度	件数
R1	238
R2	81
R3	73

愛知県弁護士会との業務提携

平成30年1月に愛知県弁護士会と業務提携し、法的な経営課題に対して、弁護士がアドバイスを行うピンポイント法律相談を実施しています。

愛知県中小企業活性化協議会との連携

中小企業活性化協議会[※]は、地域の中小企業・小規模事業者の再生に向けた取組を支援する公的機関で、金融機関、地方公共団体、商工会議所等で構成されています。愛知県では、名古屋商工会議所内に設置されています。

本協会もその一員として参加するとともに、職員を派遣し関係機関と連携しながら、事業再生に意欲のある中小企業・小規模事業者をサポートしています。[※]令和4年4月1日に「中小企業再生支援協議会」が改組

日本弁理士会東海会との連携

令和2年2月に日本弁理士会東海会と業務提携し、中小企業・小規模事業者に対する企業経営および知的財産に関する知識の普及啓発に取り組んでいます。

税理士会との連携

平成29年3月に名古屋税理士会・東海税理士会と業務提携し、連携した保証制度の取扱いや、中小企業・小規模事業者の税務に関する知識の普及啓発に取り組んでいます。

また、創業をお考えのかたや、中小企業・小規模事業者が事業経営に関する税金について気軽に税理士に相談できるよう環境を整備し、令和3年度は「税務相談会」を6回開催しました。

ビズリーチ・サクシードとの連携

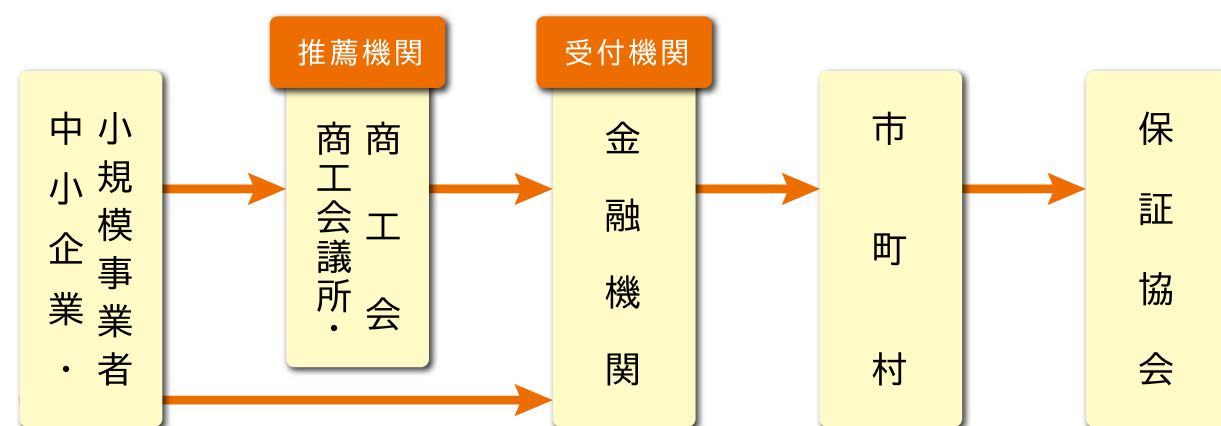
令和3年12月16日に、事業承継M&Aプラットフォーム「ビズリーチ・サクシード」を運営するVisionalグループの株式会社M&Aサクシードと業務提携し、譲渡を希望する県内事業者が事業承継の選択肢を提供し、全国の譲り受け企業とのM&Aマッチングを促進することで、後継者不在による廃業を阻止し、地域産業の活性化を目指しています。

身近で、頼りにされる公的機関を目指して

地方公共団体・ 中小企業支援機関との連携

金融環境の変化の影響を受けやすい中小企業・小規模事業者は、経営支援と一体で行う金融支援が必要です。このため、愛知県は、中小企業・小規模事業者への経営指導を行う商工会議所・商工会を愛知県融資制度（小規模企業等振興資金、一般事業資金、経済環境適応資金）の推薦機関と位置付け、本協会に対し、中小企業・小規模事業者の定性的な情報をご提供いただいています。

申込みの流れ 小規模企業等振興資金（通常資金）の場合



商工会議所・商工会は、愛知県融資制度 経済環境適応資金 創業等支援資金の申込受付機関です。

愛知県融資制度 経済環境適応資金のうち創業等支援資金については、商工会議所・商工会および愛知県商工会連合会を申込受付機関と位置付け、創業相談から創業計画の策定、創業後のフォローアップまで一貫した支援ができる体制を整えています。

愛知県内の各市町村は、愛知県融資制度 小規模企業等振興資金（小口資金）の申込受付機関です。

愛知県では、名古屋市を除く愛知県内の各市町村を、愛知県融資制度 小規模企業等振興資金（小口資金）の申込受付機関としています。そのため、本協会では、愛知県が当該制度の円滑な運用を図るため開催している各市町村の担当者向けの定例会議や研修会の運営に協力しています。

相談業務の充実

本協会では、信用保証に関する相談のみならず、金融機関紹介など、金融全般に関する様々なご相談をお受けするため、「総合相談窓口」を設置しています。

専任職員を配置し、親しみのある対応に努めるとともに、複雑化、多様化するニーズに対して適切なアドバイスを行い、広範な経営相談に応じています。

また、経済情勢の急変等に対応して、各種相談窓口を設置しています。

特別相談窓口（令和4年4月1日現在）

- 東日本大震災関連
- 平成28年熊本地震関連
- ウクライナ情勢・原油価格上昇等関連

相談窓口（令和4年4月1日現在）

- 賃金水準上昇対策
- 新型コロナウイルス関連

愛知県中小・小規模企業総合相談窓口（令和4年4月1日現在）

- 豚熱関連
- 消費税率引き上げ関連

出張定例金融相談会の開催

次の商工会議所・商工会において、本協会職員による金融相談会を定例で開催しています。

また、中小企業・小規模事業者からの資金需要が高まる年末や年度末には、資金繰り特別相談会を開催しています。

商工会議所

- ・岡崎
- ・豊橋
- ・半田
- ・一宮
- ・瀬戸
- ・蒲郡
- ・豊川
- ・刈谷
- ・豊田
- ・碧南
- ・安城
- ・西尾
- ・津島
- ・春日井
- ・稲沢
- ・常滑
- ・江南
- ・小牧
- ・犬山
- ・東海
- ・大府

商工会

- ・尾張旭市
- ・知多市
- ・田原市

中小企業・小規模事業者に寄り添った対応に努めています。

企業訪問やオンライン面談などを通じて、中小企業・小規模事業者のみなさまに寄り添った対応に努めています。

中小企業・小規模事業者のみなさまと対話させていただくことで、相談・診断・情報提供といった多様なニーズに的確に対応します。

SDGs・地方創生への取組



SDGs宣言

本協会は、SDGs※の理念・目標に賛同し、持続可能な社会の実現に貢献していくため、SDGs宣言を行っています。(令和2年1月7日)

本協会は、信用保証を通じて、中小企業・小規模事業者の成長・発展のお手伝いをする中で、地域経済の活性化に努めてきました。

本協会のこうした取組は、国連が提唱するSDGs(持続可能な開発目標)の達成につながるものであり、まずは自らが着実に取組を進めるとともに、関係機関とも協働することで、中小企業・小規模事業者に広く浸透し、地域活性化につながるよう積極的に取り組んでいます。

※SDGs(Sustainable Development Goals)は、「誰一人として取り残さない、持続可能な社会の実現」を目指し、2015年9月に国連サミットで採択された国際開発目標です。

特定社債保証 (SDGs貢献型)の取扱い

令和2年1月から、金融支援を通じたSDGs推進を目的に、SDGs貢献に取り組む中小企業者に着目し、通常の特定社債保証よりも保証料率を引き下げた保証制度の取扱いをしています。

SDGs AICHI EXPO 2021への出展

令和3年10月22日、23日に愛知県国際展示場とオンラインで開催された日本最大級のSDGs推進フェア「SDGs AICHI EXPO2021」に出展しました。

本協会のSDGsの取組紹介のほか、SDGsに取り組む事業者のインタビュー、紹介動画を展示しました。



展示した動画は、
本協会の
YouTubeチャンネルに
掲載しています。
ぜひご覧ください!



愛知県アグリ特区保証の取扱い

地域経済の活性化に向けて、農業と商工業をあわせて行う事業者の6次産業化の促進を目的に、商工業とともに農業の実施に必要な資金を供給する「愛知県国家戦略特別区域農業保証(愛知県アグリ特区保証)」の取扱いをしています。

また、商工業者が農業に新規参入する6次産業化は、経営の幅が広がることによる収益力向上や地域の雇用創出等が期待されており、ともに6次産業化に必要な資金を取り扱う農業信用保証基金協会と、令和3年12月28日に連携強化に向けた意見交換会を実施しました。



ヘルプマーク普及パートナーの登録、オレンジスマイルプロジェクトへの参加

令和元年度から、愛知県の「ヘルプマーク普及パートナー」に登録されています。外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方々への理解を広めるため、ヘルプマークの普及啓発活動に取り組んでいます。

また、「オレンジスマイルプロジェクト」にも参加し、積極的なサポート(ヘルプ)を実践しています。

ピンクリボン運動への参加

女性の活躍を後押しするため、平成30年度から名古屋ピンクリボンフェスタ実行委員会のパートナー企業となり、乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の大切さを伝え、乳がん検診受診率の向上のための啓発活動に取り組んでいます。

使用済み切手の寄付

本協会内で収集した使用済み切手を、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会ボランティアセンターに定期的に寄付しています。

使用済み切手は、慈善団体を通じて換金され、社会貢献活動に利用されます。

寄付実績:令和3年5月、9月、11月、令和4年3月

役職員による献血

令和3年12月に、役職員による献血を実施しました。

健康企業宣言

役職員の心身の健康づくりを後押しし、組織を活性化するため、「健康企業宣言」を行い、健康な職場づくりに取り組んでいます。



出前講座を通じた金融リテラシーの向上

大学等での出前講座

地域経済の未来を担う学生のアントレプレナーシップの醸成を図るため、平成21年度から地元の大学や高等学校への出前講座を実施しています。

講座では、中小企業・小規模事業者の現状や信用補完制度を通じた保証協会の役割について説明するとともに、起業を身近に感じてもらうよう本協会を利用されている「がんばる企業」も紹介しています。また、椋山女学園大学現代マネジメント学部現代マネジメント学科 教授植林氏からの依頼により論文「コロナ禍における信用保証協会の冗長性についての一考察」の執筆にも協力させていただきました。

実施実績:愛知大学、愛知学院大学、愛知産業大学、愛知淑徳大学、東海学園大学、名古屋市立大学、南山大学、大原法律公務員専門学校、新城高等学校、愛知県調理師会



5 ジェンダー平等を
実現しよう

「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定

女性の職業生活における活躍に関する情報を公開し、「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画を策定のうえ、性別に関わらず誰もが活躍することができる職場環境づくりに努めています。

7 エネルギーもみんな
よく使ってクリーンに

グリーンボンドへの投資

環境改善を支援するため、令和3年4月16日、5月21日に、独立行政法人住宅金融支援機構が発行する「住宅金融機構グリーンボンド」を購入しました。

8 働きがいも
経済成長も

「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定

「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画を策定のうえ、仕事と子育ての両立を後押ししています。

9 産業と技術革新の
基盤をつくろう

ビジネスマッチングへの参加

様々な機関が開催するビジネスフェアに積極的に参加し、信用保証のPRに努めています。

メッセナゴヤ2021

令和3年11月1日～11月19日

- ▶リアル・オンライン ▶来場者数 36,868人
- 業種や業態の枠を超え、出展各社の取引拡大や異業種交流を図る「異業種交流の祭典」として開催されている、メッセナゴヤに出展しました。
- 本協会は、平成20年以降出展しており、今年はリアル・オンラインを合わせたハイブリット形式での出展となりました。

とよたビジネスフェア 2022

令和4年3月10日・11日

- ▶スカイホール豊田 ▶来場者数 3,350人
- 優れた技術・製品を作り出している企業や関連する小売・サービス事業者等が集まる総合展示会である、とよたビジネスフェアに出展しました。
- 今回は、「サステナブルな未来をつくるために」をテーマに開催されたこともあり、本協会ではSDGsに取り組む事業者のインタビュー、紹介動画を展示したほか、本協会におけるSDGsの取組紹介を行いました。

10 人や国の不平等
をなくそう

アティックアートプロジェクトへの参加

創立70周年（平成30年度）以降、障がいを乗り越え、自立を目指す才能あるアーティストを応援するアティックアートプロジェクトに参加し、愛知県内の障がいをお持ちのかたが描いた絵画作品をデザインに採用したノベルティグッズを作成しています。さらに、愛知県と一般社団法人アティックアートが連携し、障がいのあるかたの作品を社屋等に展示する作品展「あいちアール・ブリュット×（一社）アティックアート連携作品展 まちなかギャラリー」を、令和4年2月16日から3月9日まで本協会本店で開催しました。

また、令和4年3月21日には、2021年度アティックアート贈呈式に参加し、ノベルティグッズの原画作者に大村愛知県知事と共に記念品を贈呈しました。

11 住み続けられる
まちづくりを

認知症サポーターの養成

平成30年度から、愛知県の「あいち認知症パートナー企業」に認定されています。「認知症に理解の深いまちづくり」の実現にじぶんごととして取り組む企業として、定期的に、「認知症への正しい理解を深めるための『認知症サポーター養成講座』」を開催しています。

17 パートナシップで
目標を達成しよう

パートナーシップで目標を達成しよう

KTCおおぞら高等学院名古屋キャンパスとの連携

令和3年7月13日、KTCおおぞら高等学院名古屋キャンパスの学生に対して、SDGsに関する講義を実施しました。

本協会のSDGsの取組等の紹介のほか、「みんなでSDGsの取組を考える」として、グループディスカッションを行いました。

また、講義をきっかけに、本協会がSDGsの取組の一環として行う使用済み切手の収集活動に賛同していただき、令和3年11月に連名で寄付しました。



広報活動

本協会のPRおよび信用保証について一層のご理解をいただくため、様々な広報活動を実施しています。

テレビCM

東海地方の様々な会社の工場を特集するテレビ愛知「日経プレミアム工場へ行こうⅢ」のスポンサーとなり、テレビCMを実施しています。CMでは、本協会職員が出演し作成したPR動画（創業篇、経営支援篇）を放送しています。また、本動画は、本協会本店1階のデジタルサイネージ、YouTube、駅周辺案内図「ナビタ」にも掲載しています。



ラジオCM

東海ラジオ、CBCラジオ、ZIP-FM、FMAICHIにおいて、ラジオCMを実施しています。

また、東海地方で頑張る企業の経営者の魅力に迫るFMAICHI「GLOBAL R-VISION」のスポンサーとなり、本協会を利用されているかたにもラジオ出演をしていただくとともに、番組連動企画として、パーソナリティ、ゲストとして本協会職員の3者でゲストの「経営論」について聞く、動画「GLOBAL R-CHANNEL」も作成しています。そのほか、東海ラジオ、CBCラジオのラジオカーに出演し、セミナーや相談窓口について紹介しました。



プレスリリース

本協会の取組や新たな保証制度等について、各種メディアに積極的にプレスリリースを行っています。

ホームページ

より閲覧しやすいホームページとするため、令和4年2月28日に全面リニューアルしました。

本協会ホームページでは、中小企業・小規模事業者のみならず創業をお考えのかたが知りたい情報をタイムリーに提供しています。特に、コロナ禍においては、必要な情報がスムーズに伝わるよう、新型コロナウイルス感染症に関する保証制度についてのバナーをトップページに設置するなど、積極的な情報発信を行いました。また、より利便性を高めるため、関係機関から情報を提供いただき、県内各地のセミナー情報を本協会ホームページで一覧掲載しています。



新聞広告

中日新聞、中部経済新聞において定期広告およびスポット広告を掲載しています。また、平成29年度から実施している本協会を利用されているかた等の「生の声」をお届けする「がんばる企業のご紹介」をパワーアップし、令和2年度からコロナで苦しむ中小企業・小規模事業者を広報の側面から応援する取組として、中部経済新聞社とのコラボ企画「中小企業応援団」を開始しました。中部経済新聞紙面での事業者紹介とともに、中部経済新聞社および本協会ホームページにも掲載しています。



広告看板

本協会の本店はエスカ地下街E2出口を出てすぐのところに位置しており、目印となるよう出口付近に看板を設置しています。また、地下鉄桜通線名古屋駅コンコース（西改札内）にも看板を設置しています。

ノベルティ

イメージキャラクターや障がいをお持ちのかたが描いた絵画作品を使ったノベルティグッズを作成しています。



各種機関紙への 広告掲載

商工会議所会報誌などに定期的に広告を掲載しています。



SNS広告

SNS広告を活用したセミナー参加者の募集を実施しました。

パンフレット・リーフレット

本協会のご利用方法や保証制度、経営支援メニュー等を紹介する各種パンフレットおよびリーフレットを作成しています。令和3年度は、外国人や合理的配慮を必要とする利用者に向けた、英語表記・ふりがな付きのリーフレットも作成しました。



Twitter (@aichiguarantee)

令和2年9月にTwitter公式アカウントを立ち上げ、中小企業・小規模事業者のお役立ち情報を発信しています。



信用保証の利用度

信用保証の利用度

信用保証利用度の推移

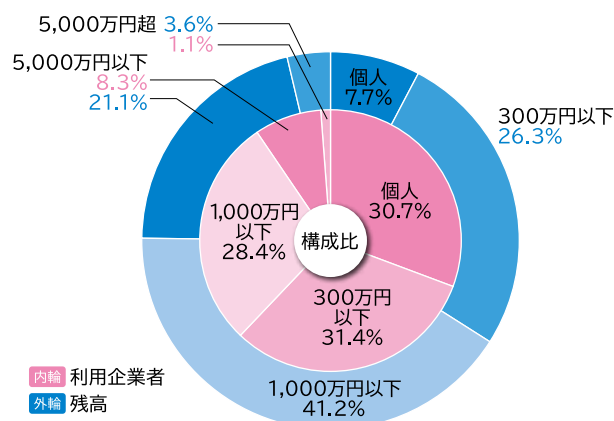
愛知県内の中小企業総数21万企業のうち、約8万2千企業が本協会の信用保証を利用されています。

年度	H29	H30	R1	R2	R3
県内中小企業者	220,767		208,310		
年度末利用企業者	61,388	59,586	57,708	79,886	82,437
企業利用度(%)	27.8	27.0	27.7	38.3	39.6

(注1)県内中小企業数は、「中小企業白書」(中小企業庁)により、数年ごとの調査となっています。
 (注2)年度末保証利用企業者数には、名古屋信用保証協会の利用者数を含みません。よって、利用度は、県内利用度ではありません。

保証利用企業者の内容 (令和3年度末)

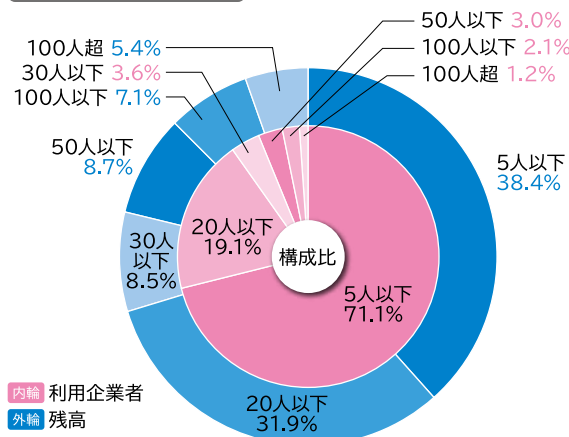
資本金別



資本金	利用企業者	残高(億円)
個人	25,313	1,781
300万円以下	25,917	6,075
1,000万円以下	23,430	9,513
5,000万円以下	6,845	4,863
5,000万円超	875	824
組合	57	13
合計	82,437	23,069

(注)数値の単位未満は、四捨五入しているため、内訳と合計値が一致しない場合があります。

従業員数別



従業員数	利用企業者	残高(億円)
5人以下	58,623	8,856
20人以下	15,708	7,349
30人以下	2,928	1,961
50人以下	2,480	2,018
100人以下	1,698	1,636
100人超	1,000	1,249
合計	82,437	23,069

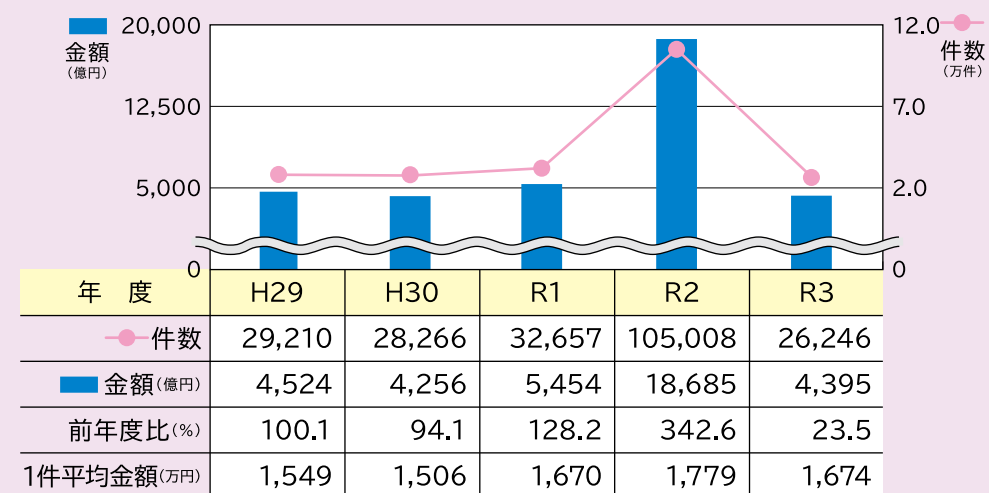
信用保証の実績

信用保証の実績

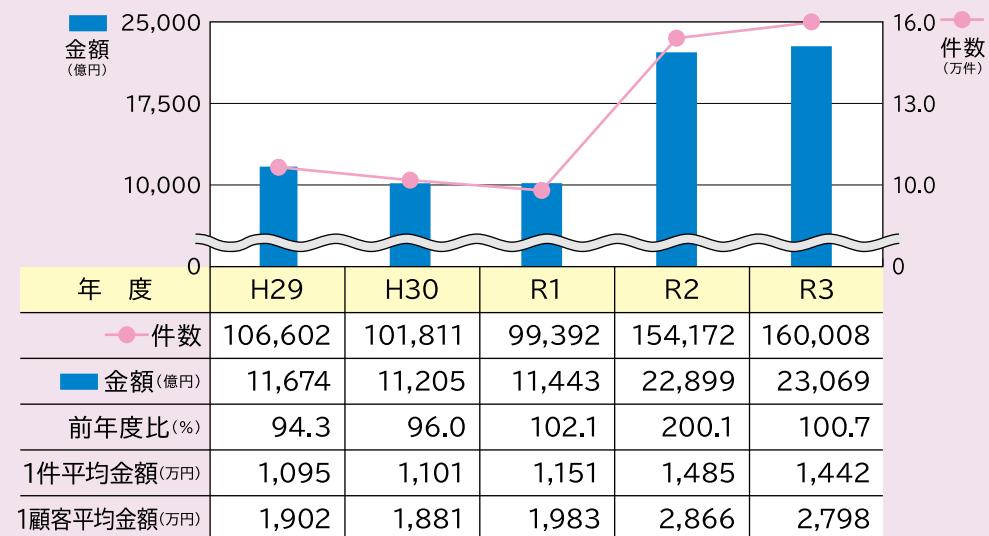
保証の状況

最近5年間の保証状況

保証承諾

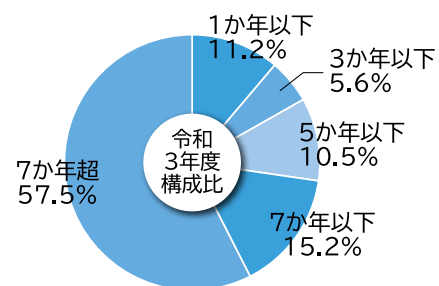


保証債務残高



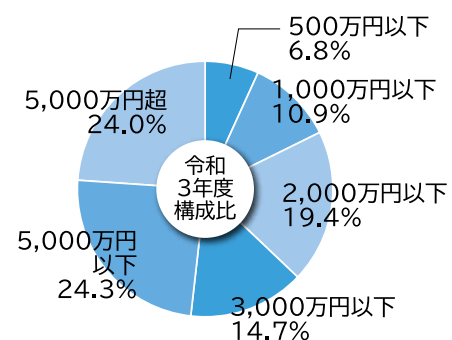
保証の内容

期間別保証承諾



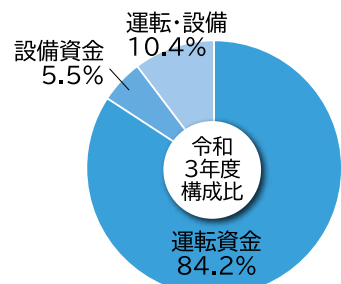
区分	年度	R1	R2	R3
1か年以下		664	466	492
3か年以下		1,001	829	247
5か年以下		670	3,214	461
7か年以下		1,031	1,762	669
7か年超		2,089	12,414	2,526
合計		5,454	18,685	4,395

金額別保証承諾



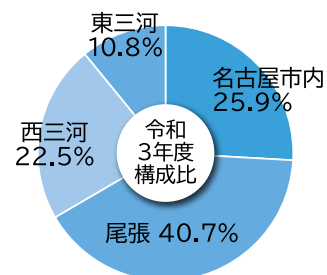
区分	年度	R1	R2	R3
500万円以下		365	1,018	297
1,000万円以下		600	2,258	477
2,000万円以下		1,038	3,729	852
3,000万円以下		843	4,621	644
5,000万円以下		1,387	4,260	1,070
5,000万円超		1,220	2,799	1,054
合計		5,454	18,685	4,395

資金用途別保証承諾



区分	年度	R1	R2	R3
運転資金		4,649	17,993	3,700
設備資金		232	201	240
運転・設備		573	490	455
合計		5,454	18,685	4,395

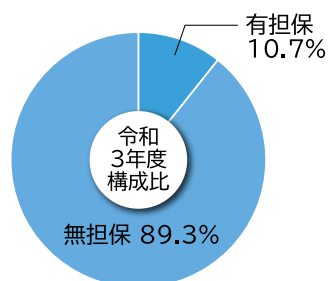
地区別保証承諾



区分	年度	R1	R2	R3
名古屋市内		1,907	3,810	1,140
尾張※		2,035	8,335	1,790
西三河		1,032	4,465	989
東三河		480	2,074	476
合計		5,454	18,685	4,395

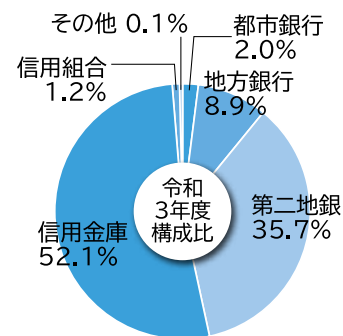
※名古屋市内を除く

担保別保証承諾



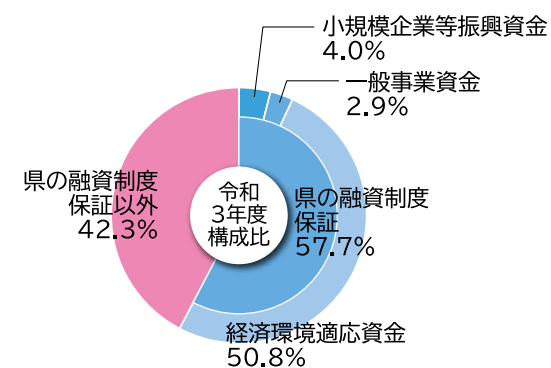
区分	年度	R1	R2	R3
有担保		564	494	468
無担保		4,890	18,191	3,926
合計		5,454	18,685	4,395

金融機関群別保証承諾



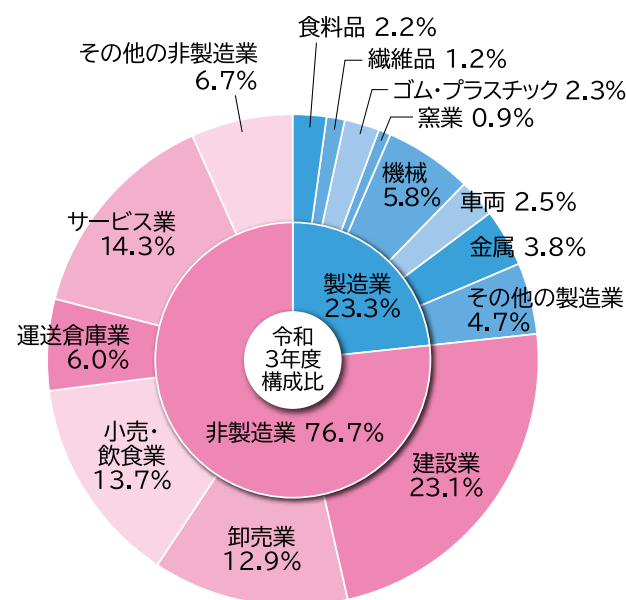
区分	年度	R1	R2	R3
都市銀行		187	348	87
地方銀行		377	1,907	392
第二地銀		2,087	5,418	1,569
信用金庫		2,745	10,689	2,291
信用組合		47	308	52
その他		12	15	3
合計		5,454	18,685	4,395

制度別保証承諾



区分	年度	R1	R2	R3
県の融資制度保証		2,657	16,495	2,538
小規模企業等振興資金		311	90	176
一般事業資金		198	109	129
経済環境適応資金		2,148	16,297	2,233
県の融資制度保証以外		2,797	2,190	1,857
合計		5,454	18,685	4,395

業種別保証承諾



区分	年度	R1	R2	R3
製造業		1,357	4,653	1,024
食料品		99	290	96
繊維品		75	235	52
ゴム・プラスチック		125	401	99
窯業		47	168	39
機械		335	1,137	253
車両		172	579	111
金属		236	864	167
その他の製造業		269	979	207
非製造業		4,096	14,031	3,370
建設業		1,242	4,543	1,015
卸売業		806	2,187	567
小売・飲食業		767	2,656	601
運送倉庫業		277	868	263
サービス業		673	2,912	629
その他の非製造業		332	866	296
合計		5,454	18,685	4,395

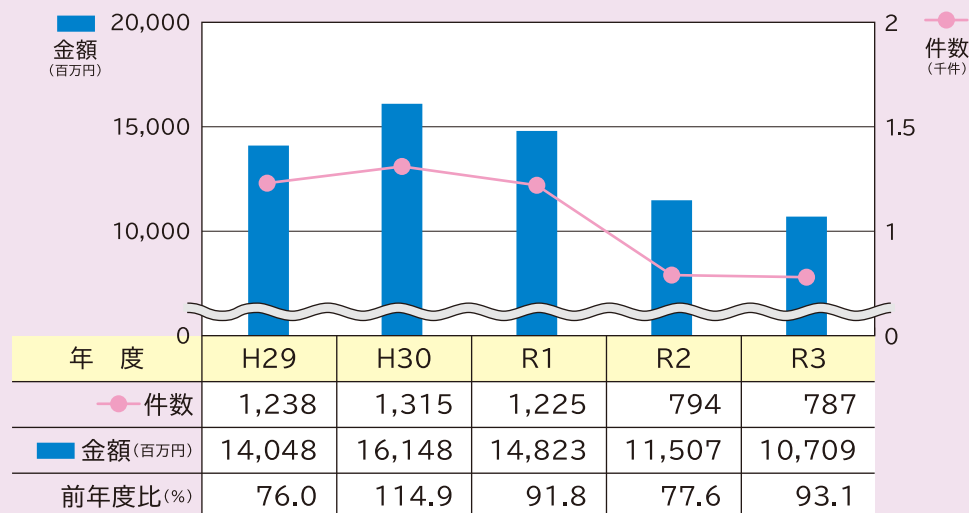
信用保証の実績

信用保証の実績

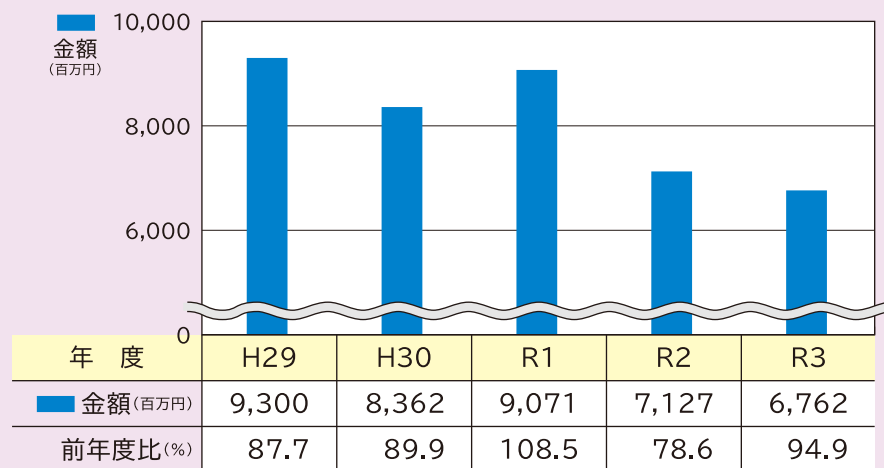
代位弁済および求償権の状況

最近5年間の代位弁済および求償権

代位弁済（元利計）

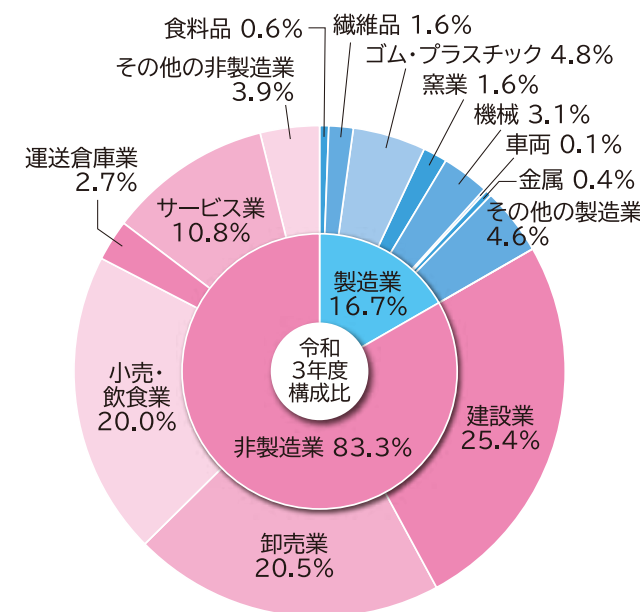


求償権残高



代位弁済の内容

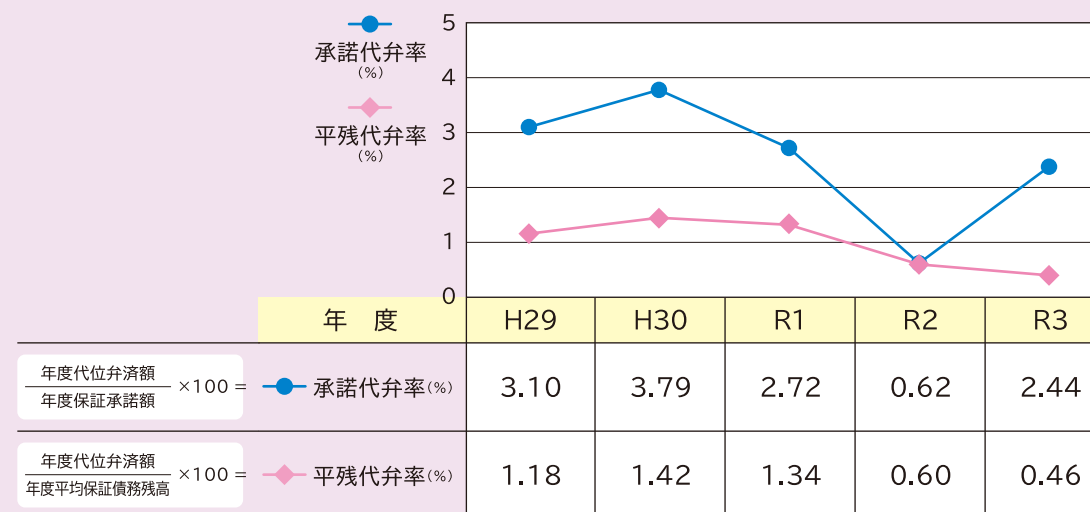
業種別代位弁済



(単位 百万円)

区分	年度	R1	R2	R3
製造業		3,840	3,069	1,786
食料品		526	615	63
繊維品		151	38	173
ゴム・プラスチック		61	385	515
窯業		48	—	168
機械		1,027	339	328
車両		823	557	6
金属		341	606	43
その他の製造業		864	529	489
非製造業		10,982	8,438	8,922
建設業		2,895	2,648	2,721
卸売業		3,179	1,953	2,195
小売・飲食業		3,022	1,981	2,140
運輸倉庫業		83	263	293
サービス業		1,406	1,174	1,155
その他の非製造業		398	418	418
合計		14,823	11,507	10,709

代位弁済率とその推移



令和3年度決算

令和3年度決算

令和3年度決算

収支計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

科目	金額
経常収入	24,666,051
保証料	21,679,394
預け金利息	9,988
有価証券利息配当金	920,528
延滞保証料	0
損害金	34,100
事務補助金	28,228
責任共有負担金	1,927,543
雑収入	66,269
経常支出	14,499,177
業務費	4,420,110
借入金利息	0
信用保険料	9,733,991
責任共有負担金納付金	345,076
雑支出	0
経常収支差額	10,166,874
経常外収入	27,408,756
償却求償権回収金	247,394
責任準備金戻入	13,800,915
求償権償却準備金戻入	4,327,459
求償権補てん金戻入	8,972,367
保険金	7,849,758
損失補償補てん金	1,122,609
その他収入	60,620
経常外支出	28,329,862
求償権償却	10,164,358
雑勘定償却	6,391
退職金	9,201
責任準備金繰入	13,903,556
求償権償却準備金繰入	3,987,417
その他支出	258,939
経常外収支差額	▲921,106
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	9,245,768
収支差額変動準備金繰入額	4,622,884
基本財産繰入額	4,622,884

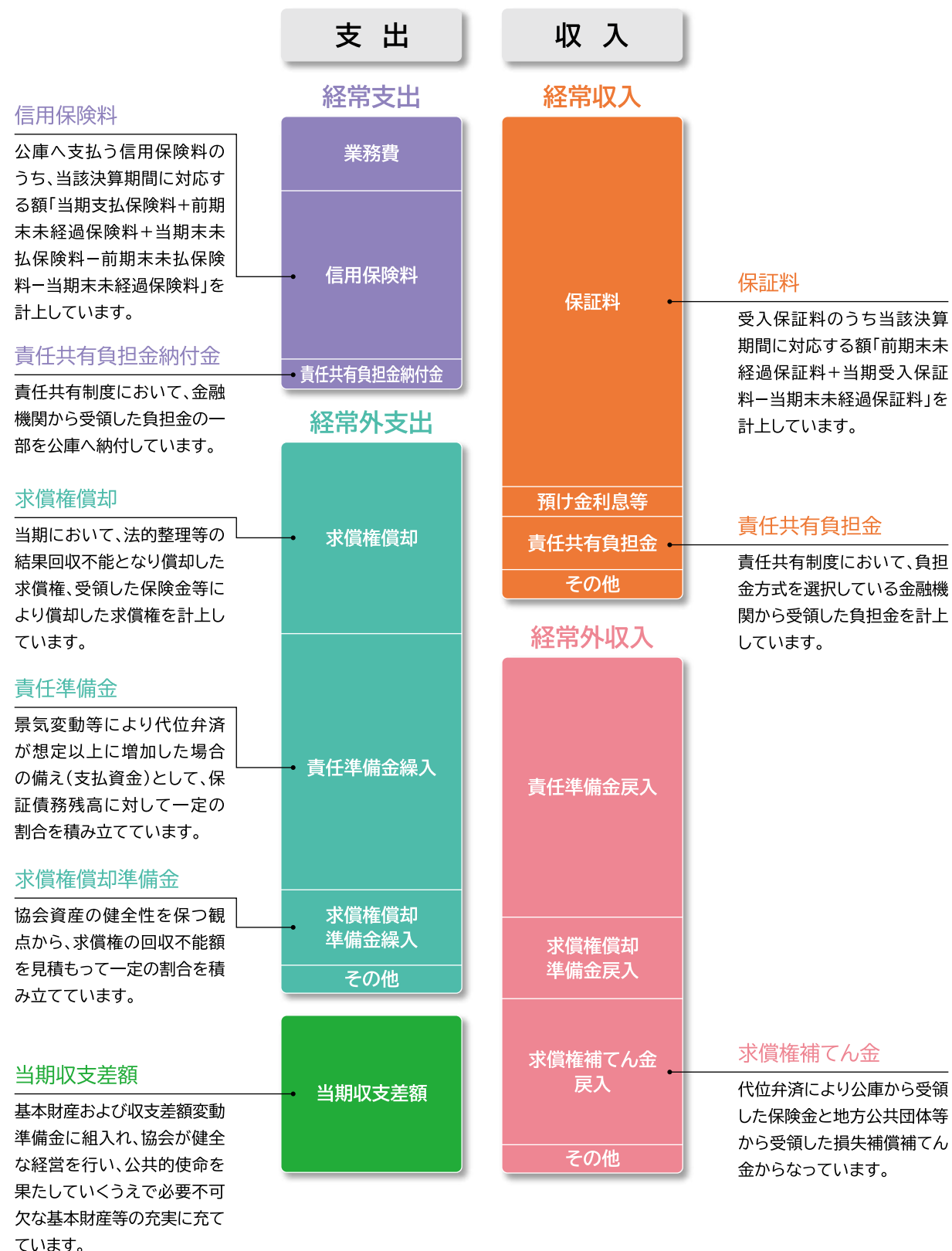
(注)数値の単位未満は、四捨五入しているため、内訳と合計値が一致しない場合があります。

左表は、信用保証協会法施行規則等に基づいて作成した収支計算書ですが、よりご理解いただくため経常外収支について純増減額をわかりやすく表示すると下表のようになります。

経常外収支	
科目	金額
償却求償権回収金	247,394
責任準備金	
戻入	13,800,915
繰入	▲13,903,556
(当期純戻入額)	▲102,640
求償権償却準備金	
戻入	4,327,459
繰入	▲3,987,417
(当期純戻入額)	340,042
求償権償却	
求償権償却	▲10,164,358
求償権補てん金戻入	8,972,367
保険金	7,849,758
損失補償補てん金	1,122,609
(当期自己償却額)	▲1,191,991
その他	▲213,911
経常外収支差額	▲921,106

(注)①+②+③+④+⑤=⑥となります

“収支計算書”の用語解説



貸借対照表

(令和4年3月31日時点)

(単位:千円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	593	基本財産	106,986,988
預け金	58,198,394	基金	4,733,949
有価証券	174,109,646	基金準備金	102,253,039
その他有価証券	48,208	制度改革促進基金	0
動産・不動産	8,155,457	収支差額変動準備金	46,915,630
損失補償金見返	143,089,114	責任準備金	13,903,556
保証債務見返	2,306,885,764	求償権償却準備金	3,987,417
求償権	6,762,312	退職給与引当金	2,911,547
雑勘定	4,592,802	損失補償金	143,089,114
未収利息	133,898	保証債務	2,306,885,764
未経過保険料	4,266,884	借入金	0
その他	192,020	長期借入金	0
		短期借入金	0
		雑勘定	77,162,275
		仮受金	180,883
		保険納付金	182,062
		損失補償納付金	35,509
		未経過保証料	76,748,615
		未払保険料	6,294
		未払費用	8,912
合計	2,701,842,289	合計	2,701,842,289

上表は、信用保証協会法施行規則等に基づいて作成した貸借対照表ですが、よりご理解いただくため、一般企業における貸借対照表の表示等に置き換えると次のようになります。

(単位:千円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
【資産】		【負債】	
現金・預け金	58,198,987	責任準備金	13,903,556
有価証券	174,109,646	退職給与引当金	2,911,547
その他有価証券	48,208	借入金	0
動産・不動産	8,155,457	雑勘定	77,162,275
求償権	6,762,312	未経過保証料	76,748,615
求償権償却準備金	▲ 3,987,417	その他	413,660
雑勘定	4,592,802	負債合計	93,977,377
未経過保険料	4,266,884	【正味財産】	
その他	325,918	基本財産	106,986,988
		基金	4,733,949
		基金準備金	102,253,039
		制度改革促進基金	0
		収支差額変動準備金	46,915,630
		正味財産合計	153,902,618
合計	247,879,995	負債および正味財産合計	247,879,995

(注1) 次については、備忘勘定で借方・貸方同額のため、上表から除いています。
 ・保証債務見返(借方)、保証債務(貸方) 2,306,885,764千円
 ・損失補償金見返(借方)、損失補償金(貸方) 143,089,114千円

(注2) 数値の単位未満は、四捨五入しているため、内訳と合計値が一致しない場合があります。

“貸借対照表”の用語解説

預け金

各金融機関へ預託しています。

有価証券

代位弁済の支払準備資産として保有する国債、地方債、社債等を計上しています。

損失補償金見返

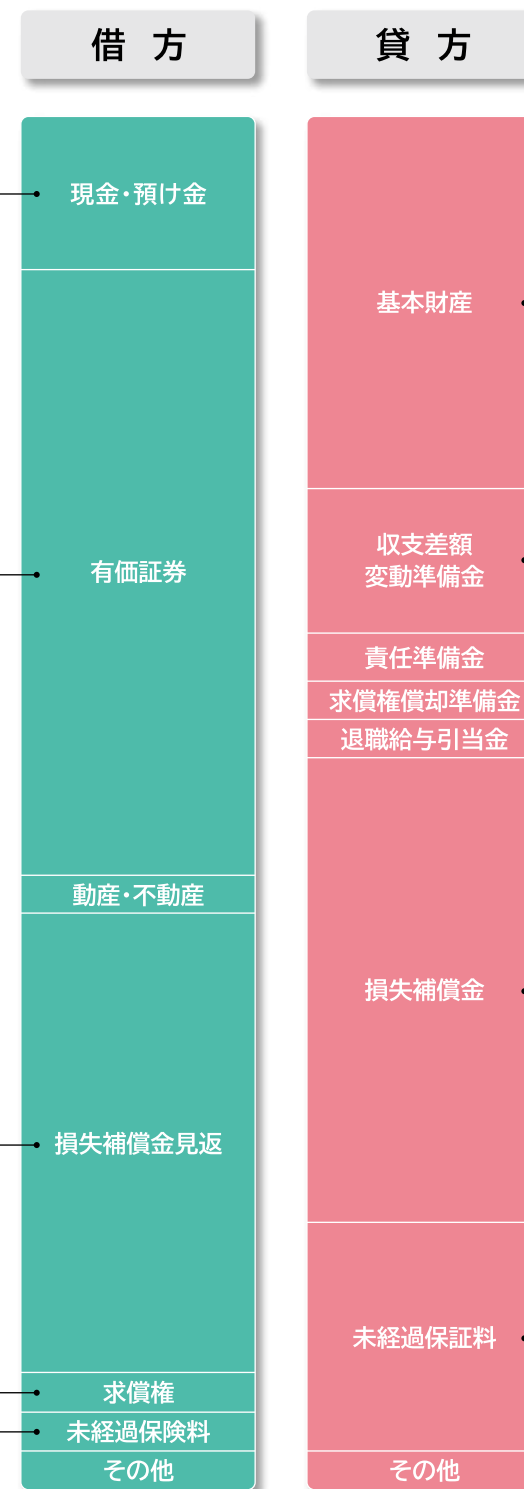
貸方の損失補償金のうち、地方公共団体等が行う損失補償限度額の見返りとして計上しています。

求償権

協会が、中小企業・小規模事業者にかわり、金融機関に債務の支払い(代位弁済)をしたときに、その中小企業・小規模事業者に対して持つことになる債権を求償権といいます。経理上の求償権は、代位弁済した金額から回収金および公庫の保険金受領分等を控除した額です。

未経過保険料

当年度中に公庫に支払った保険料のうち、翌年度にかかる部分を計上しています。



基本財産

株式会社の資本金に相当するもので、協会の最終的な代位弁済支払い能力を示すものとして、協会が引き受けることができる保証債務の最高限度額算定の基礎となっています。出資金としての性格を持つ出えん金と金融機関等負担金からなる「基金」、過去の収支差額の累計である「基金準備金」の2つからなっています。中小企業・小規模事業者の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

収支差額変動準備金

収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合には、これを取り崩して、協会経営が不安定になることを防ぎます。

損失補償金

地方公共団体等が協会の債務履行に基づく損失につき補償を行う限度額を計上しています。

未経過保証料

受入保証料のうち、当該決算期間の未経過分(翌年度以降にかかる保証料)を計上しています。金融機関への預託の原資となっています。

個人情報保護宣言 (令和4年4月1日現在)

愛知県信用保証協会は、信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等のみなさまが金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等のみなさまに対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて、以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1 個人情報に関する法令等の遵守

本協会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令、ガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2 個人情報の取得・利用・提供

- 本協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のために、お客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、本協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の「1 本協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。
- 本協会が加盟する個人信用情報機関から提供を受けた情報であって、お客様の返済能力に関するものを、お客様の返済能力の調査以外の目的には使用いたしません。

3 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組を見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、本協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の「9 保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

4 個人情報保護の維持・改善

本協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組を見直します。

5 個人データの委託

- 本協会は、個人情報の保護に関する法律第27条第5項第1号の規定に基づき、個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には、適正な取扱いを確保するため、契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、本協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は、本協会ホームページに掲載してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して本協会窓口を持参（または郵送）してください。

7 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- 本協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止・消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- 6および7の具体的な手続につきましては、本協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の「8③ 開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

8 質問・苦情への対応

本協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について、適切かつ迅速に取り組みます。

9 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情の窓口

本協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、以下のとおりです。

所在地	名古屋市中村区椿町7番9号
電話番号	052-454-0503
部署名	コンプライアンス統括室

コンプライアンス態勢

本協会は、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な事業活動を遂行することに役員一丸となって、積極的に取り組んでいます。

これを実践するために、社会からの揺るぎない信頼の確立を目指し、倫理憲章を定めています。

愛知県信用保証協会倫理憲章

信用保証協会の公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

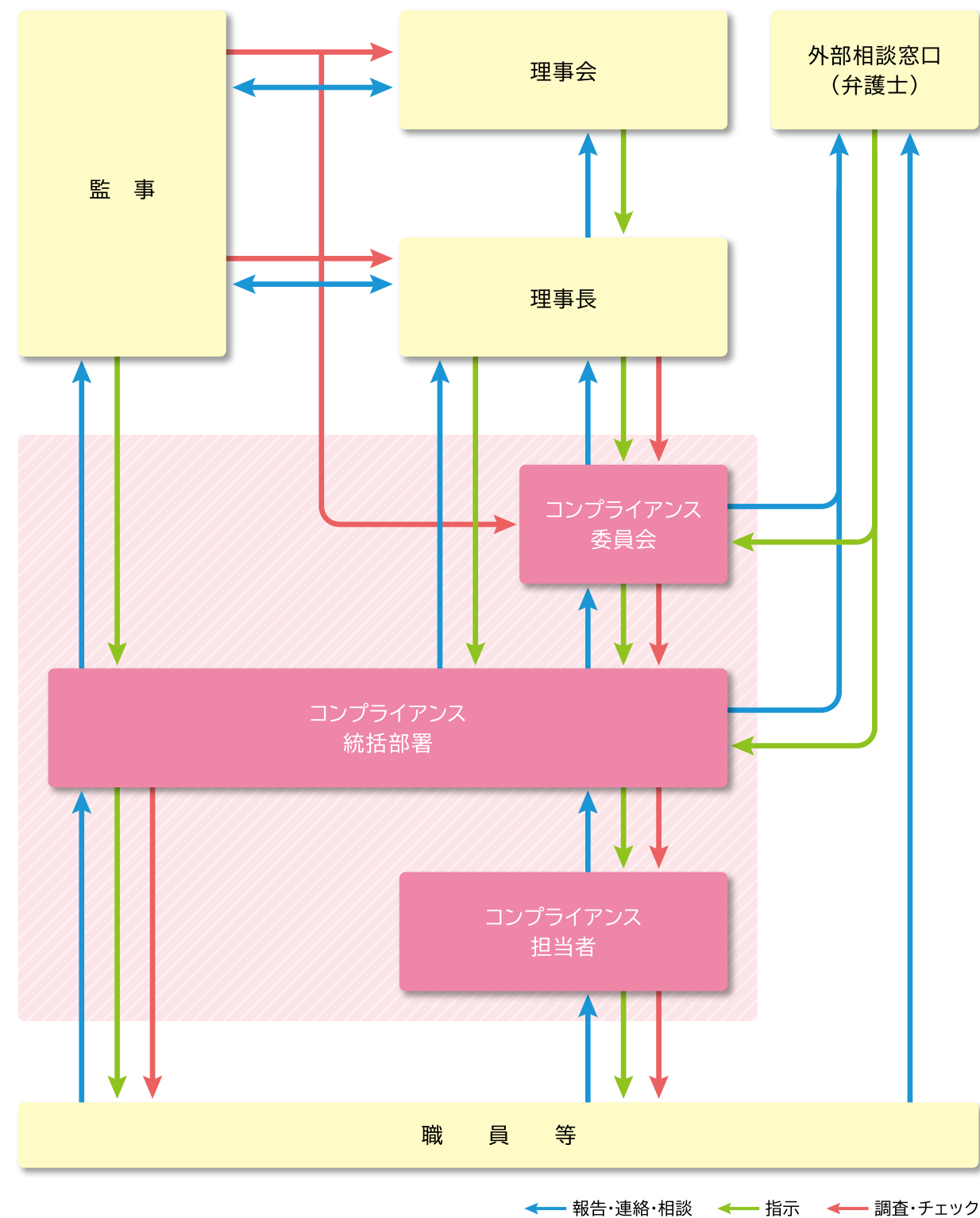
反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

地域社会に対する貢献

広く中小企業とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

コンプライアンス体制図



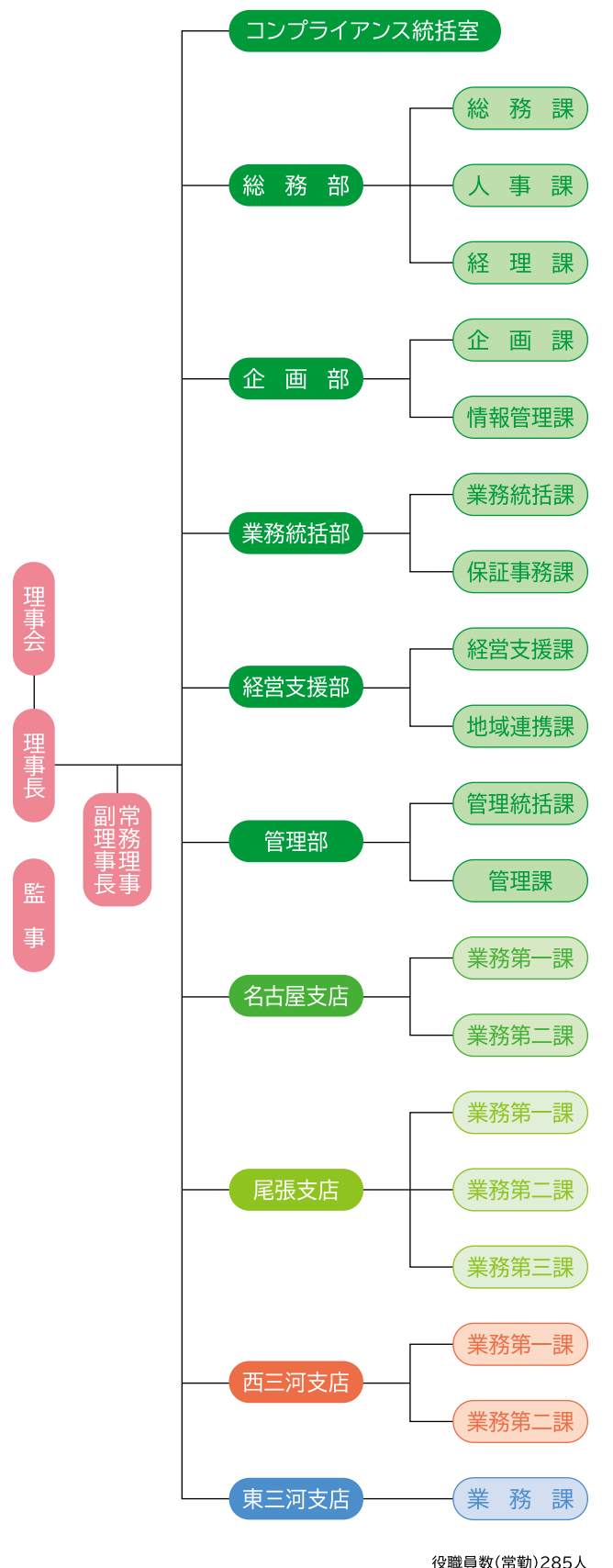
役員・機構図

(令和4年4月1日現在)

役員

理事長	石原君雄
副理事長	梶原毅
常務理事	横井篤史
常務理事	服部克己
常務理事	前田憲輝
常務理事	竹内正純
理事	伊藤行記 株式会社愛知銀行取締役頭取
理事	兼松啓子 公益財団法人あいち産業振興機構理事長
理事	小林秀夫 株式会社中京銀行取締役頭取
理事	佐藤淳 株式会社商工総合中央金庫 執行役員名古屋支店長 兼 熱田支店長
理事	竹田知史 蒲郡信用金庫理事長
理事	田中秀明 岡崎信用金庫理事長
理事	富田英之 名古屋商工会議所中小企業委員会委員長
理事	中村昭彦 一般社団法人名古屋銀行協会会長
理事	成瀬敦 愛知県町村会会長
理事	新美文二 愛知県商工会連合会会長
理事	長谷川正己 愛知県中小企業団体中央会会長
理事	水野和郎 瀬戸信用金庫会長
理事	矢野剛史 愛知県経済産業局長
理事	山田拓郎 愛知県市長会会長
監事(常勤)	堀田治
監事	鈴木和明 護士
監事	田中豊 名古屋商工会議所常務理事

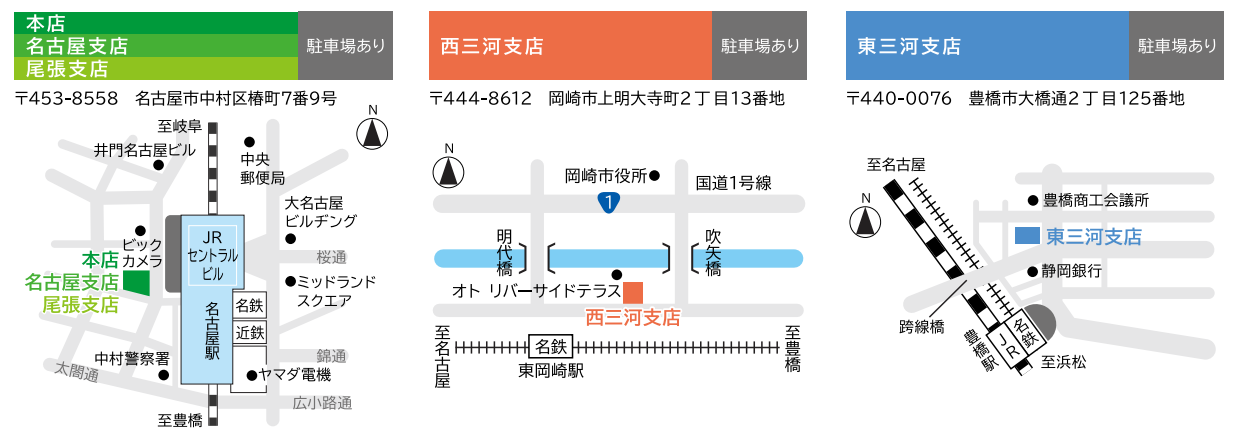
機構図



窓口

拠点	部署名	電話番号	ファックス番号	業務内容	担当地区	
本店	総務部	総務課	052-454-0500	052-454-0351	庶務、文書、予算	
		人事課	052-454-0501	052-454-0352	人事、労務、研修	
		経理課	052-454-0502	052-454-0352	経理、損失補償	
	企画部	企画課	052-454-0550	052-454-0354	企画、統計、広報、ダイレクトマーケティング	
		情報管理課	052-454-0555	052-454-0355	情報システムの運用に関する事務	
	業務統括部	業務統括課	052-454-0510	052-454-0370	業務全般の統括(管理業務を除く)	
		保証事務課	052-454-0560	052-454-0356	申込書式の請求、保証債務残高照会、代表者変更・住所変更・合併等にかかる手続き	県内全区域
	経営支援部	経営支援課	052-454-0516	052-454-0372	経営支援、再生支援に関する業務	県内全区域
		地域連携課	052-454-0520	052-454-0368	中小企業支援機関との連携に関する業務	県内全区域
	管理部	管理統括課	052-454-0564	052-454-0369	管理業務の統括	県内全区域
		管理課	052-454-0535	052-454-0373	代位弁済調査、求償権の管理・回収	県内全区域
	名古屋支店	業務第一課	052-454-0511	052-454-0360	創業支援、保証審査、経営支援、条件変更、事故報告	東区、北区、西区、中村区、中川区、港区、守山区
業務第二課		052-454-0512	052-454-0361	千種区、中区、昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区、名東区、天白区		
尾張支店	業務第一課	052-454-0531	052-454-0362	一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、清須市、弥富市、あま市、海部郡		
	業務第二課	052-454-0532	052-454-0363	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、北名古屋市、丹羽郡、豊山町		
西三河支店	業務第三課	052-454-0541	052-454-0364	瀬戸市、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、知多郡、東郷町		
	業務第一課	0564-25-2430	0564-25-1151	岡崎市、碧南市、西尾市、高浜市、幸田町		
東三河支店	業務第二課	0564-25-2431	0564-25-1152	刈谷市、豊田市、安城市、知立市、みよし市		
	業務課	0532-57-5611	0532-57-5600	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡		

(注)個人情報等に関する各種のお問い合わせについては、P.40~41をご覧ください。



役員・機構図

窓口



中小企業のベストパートナー
AICHI GUARANTEE
愛知県信用保証協会
<https://www.cgc-aichi.or.jp/>

